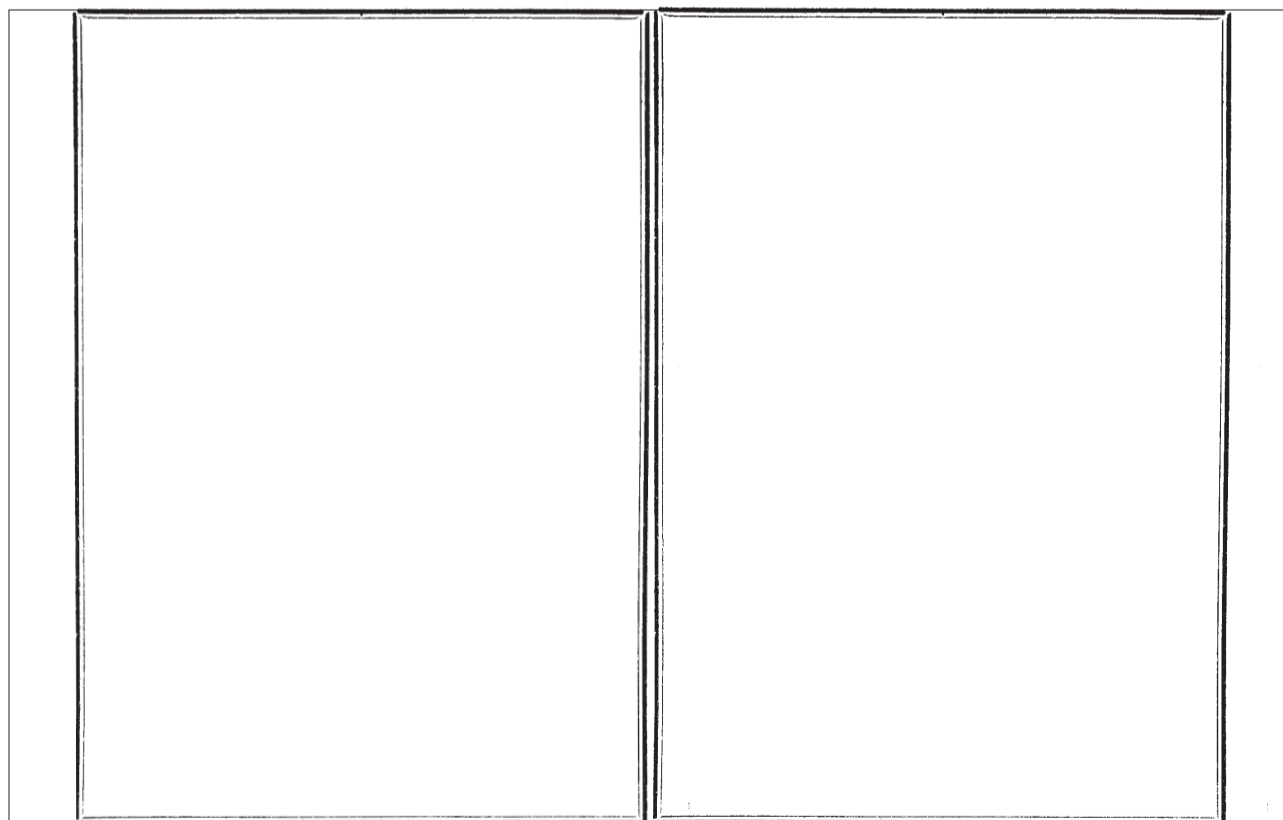
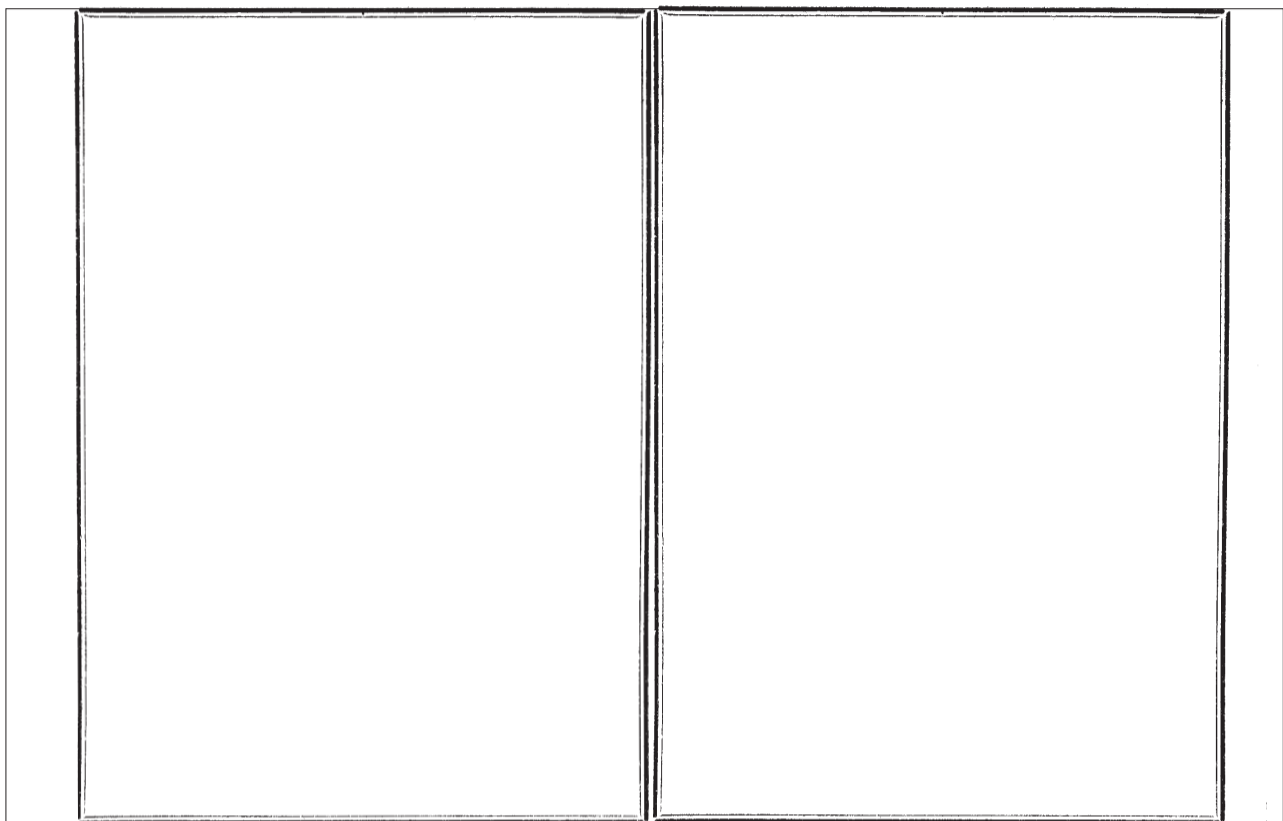


議事速記録第四十八號

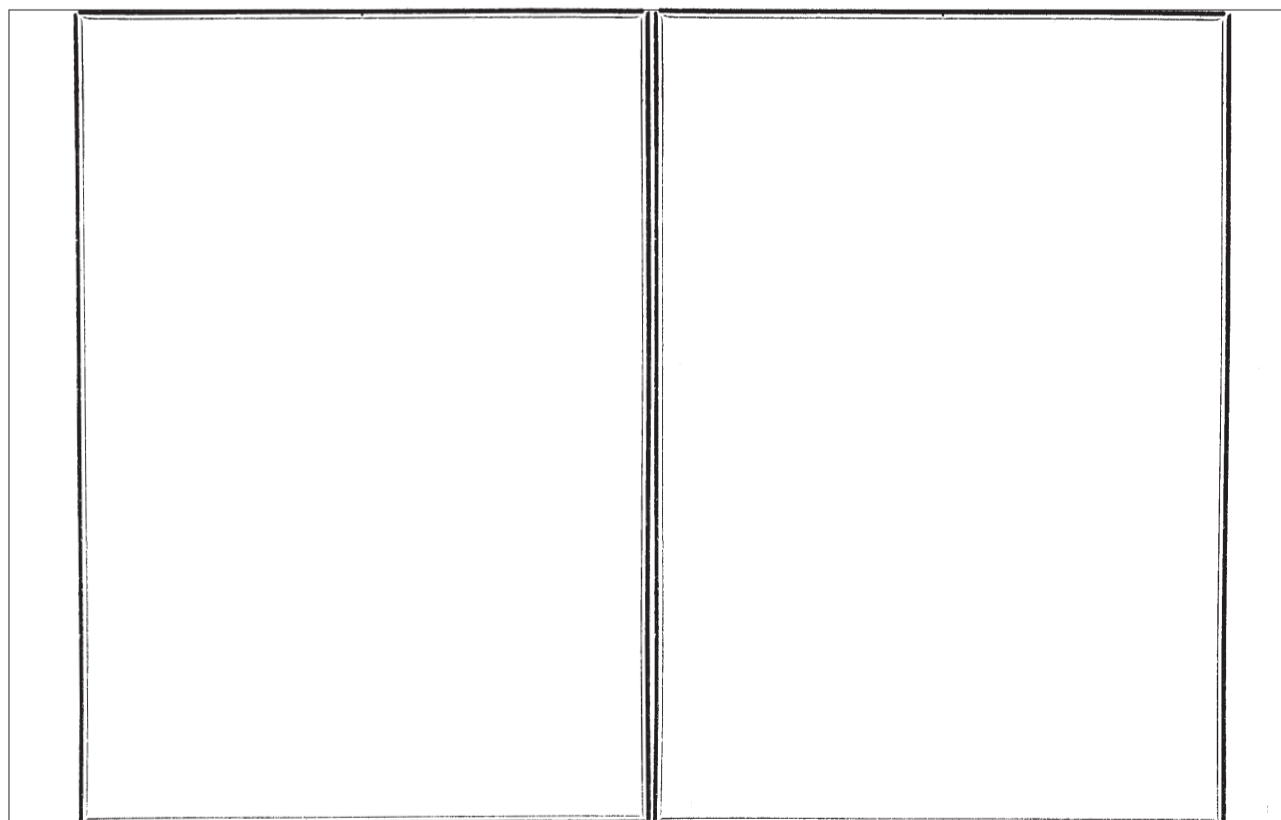
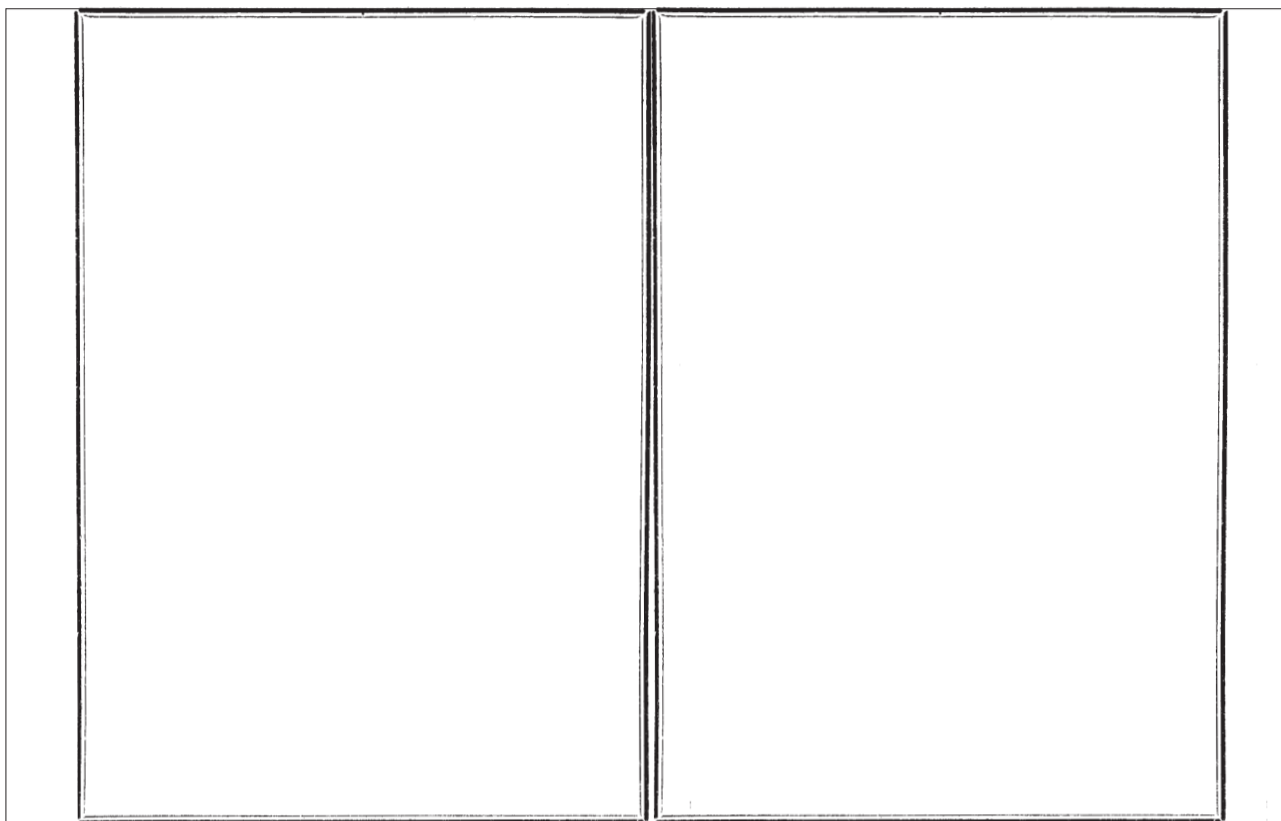
昭和八年第三十一次居留民會
臨時會議事速記録

天津居留民團



議事録目次

- | | |
|---------------------|----|
| 一 昭和八年度居留民團歳入出豫算修正案 | 三 |
| 二 汚水處分場築造ノ件 | 二〇 |
| 三 昭和八年度居留民團歳入出追加豫算案 | 三三 |
| 四 財團法人天津共立學校設立ノ件 | 三五 |
| 附 録 | 七三 |



昭和八年第三十二次居留民團臨時會議事速記録

昭和八年八月二日 於 公會堂

議 事 日 程

- 第一、昭和八年度居留民團歳入出豫算更正案
- 第二、汚水處分場築造ノ件
- 第三、昭和八年度居留民團歳入出追加豫算案
- 第四、財團法人天津共立學校設立ノ件

出席議員 (四十八名)

- 議長 上野 壽
- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 宮武徳次郎 | 平井久一 | 橋本磯太 | 志村正三 |
| 上野 壽 | 牧 尚一 | 足立傳一郎 | 菊地新一 |
| 最上 義幸 | 澁木幸平 | 鍛冶静一郎 | 岸田菊郎 |
| 楳谷信治 | 小澤 昇 | 鹿田多三郎 | 佐々木清一 |
| 大野 榮 | 山本永規 | 岡本久雄 | 松尾豊實 |
| 山田榮治 | 古田治四郎 | 田村俊次 | 山内令三郎 |
| 高橋眞美 | 原田萬造 | 山尾市二郎 | 郡 茂行 |

(2)

- | | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 松本京作 | 遠山猛雄 | 佐々木敏丸 | 川口 泰 |
| 横前 香 | 清水一太郎 | 森川照太 | 黒川重幸 |
| 太田岩吉 | 大内 專 | 木下秀良 | 金山作次郎 |
| 船田鶴治 | 龜澤省朗 | 大田万吉 | 清水幸三郎 |
| 根木鐵次 | 渡邊徳太 | 吉田房次郎 | 眞藤兼生 |
- 議長 (上野壽君)
- 一寸御挨拶申上げます (拍手)
- 炎暑の朝、臨時民會を召集することになりました。皆さん御苦勞様に存じます。只今四十二名出席があります。法定数を超過して居りますから之から開會致します。
- 議題に入るに先立つて監督官から召集のお詞がございまして、御聽願ひます。
- 田中領事 登壇 拍手
- 先般行政委員長から、至急審議を要する事件と致しまして、昭和八年度居留民團歳入出豫算

(3)

更正案、次に汚水處分場築造の件、其の次に昭和八年度居留民團歳入出追加豫算案、及び財團法人天津共立學校設立の件、此の四ツの提案がありまして、之が決議の爲めに、第三十二次居留民團臨時會を召集致しました。隨着の朝に不拘、各位の御参集を願つた次第でございます。

以上各案は申迄も無く開政運行上極めて緊急にして且重要事項でありまして、各位に於かれましても和衷協力、公正の立場に於て慎重審議なまつて、十分協賛の責を盡されんことを、此の議事に入るに先立つて一言申上げます (拍手)

○議長 (上野壽君)

第一、昭和八年度居留民團歳入出豫算更正案

之は朗讀を省略致しますが、之に就て會長の方で御説明があつたら御説明願ひます

○行政委員長 (岩田菊郎君) 登壇 (拍手)

昭和八年度居留民團歳入出豫算更正案に就て概要を御説明申上げます。之は御手許に配布してございまして更表面に依つて御承知の通り、一万九千弗をば此の度三島街興津街の兩道路の築造をやりたいと云ふ計畫の下に、豫備費の五千三百九十一弗、此の中から一万九千弗をば土木部の道路築造費の方に廻しまして、そして兩道路の修造をば本年度の土木追加事業として施行したいと云ふ考から、之に更正豫算をば上提致しまして、各位の御協賛を得たいと考へる次第であります。何が故に豫備費からそれだけ廻し得るか申しますと、本春の民會で申上げ

(4)

たと記憶して居りますが、當時時局は混沌として、尙如何なる事態に直面するか分らない様な四圍の状況にございまして、兎も角豫備に五万數千弗を残して、万一一時局急を告げて、在留邦人の避難收容、其他緊急事項に現金を支出することがあつても察支えない様に考へて、餘裕を有つて居たのであります。幸ひに其後時局は日を経るに従ふて安定を得まして、今日に於ては先づ落付いた事態になつたのでありますから、遅れ懸せず、未だ施行するには餘裕もありませんので、先づ此の中から、豫て行政委員會で財政状態が許すならば是非本年の事業として實現したいと切望して居りました此の兩道路の修造をば遂行したいと云ふ考から兩道路の築造に要します豫算、即ち一万九千弗を土木部に廻はして、さうして御協賛を經ると同時に早速着工したいと考へる次第であります。二万八千弗の下水暗渠築造費は、予て豫算に計上して居りますので、別段更正予算には關係ございません。以上の次第でございまして、是非本案の精神を御諒解下さいまして、全會一致御協賛あらんことをば切に希望する次第であります

○議長 (上野壽君)

何か御質問がありましたら

○鍛冶静一郎君 只今の會長の御説明で略々分りましたが、私の分り兼ねる点を質問致します

第一番に豫備費でございまして、問題の内容を此の前の春季の時には聞きませんでした。約五万弗の内から一万九千弗と云ふと、約四割弱を削つたことになりまして、それで之から未だあと八ヶ月もあるのに差支えない程に時局が安定したものであるか、又之をやつて行けると云ふ確信があるのでしょうか、其邊を伺ひたいのであります。それが第一番、第二に此の前

には淡路街の道路を一万八千四百四十弗の豫算をとつてある、今度は三島、興津と二本の道路で三島街と興津街は宮島街から北の淡路街とは略々同じ位つ、ある、之で果して一万九千弗、て足るのでか其の邊淡路街との比較を御説明願ひたいと思ひます

○行政委員長 (岸田菊郎君)

お答致します、後方歳入出の追加豫算の説明の時に詳しく申述べ積りてありましたが、五万余弗の中で今一万九千弗出します、それで本年は尚残り數ヶ月ありますが予備費は差支えないかと云ふ御質問ですが、無論其点は大丈夫でございます、又道路の築造費として一万九千弗は之も仔細に調べ上げました結果此の金額で十分やつて行ける確信を有つて居ります、それから此度修造せんとする道路の延長、淡路街に對しては比較に就きましては技師から簡單に説明致たさせます

○前川技師 お答致します、淡路街は車道の幅は五間であり、そして宮島街から福島街迄而坪千五百坪であります、それから三島街は宮島街から福島街迄、其の面積九百八十七坪、それは三間半の車道であります、興津街は宮島街から桃山街迄であります、其の面積五百二十一坪五合弱で先頃築造致しました淡路街と匹敵して居ります、それで一万八千四百四十弗に對しまして一万九千弗で僅かばかり余計であります、面坪は殆んど同じであります

○前川技師 左様であります、興津、三島は三間道路で、延長から行きますと非常に長くなりま

(5)

(6)

○議長 (上野壽君)

御質問がない様でありますから第二讀會に入ります、御異見ありませんか
(發言するものなし)
では第三讀會に入つて決を採りたいと思ひます、外かに異議者がなければ可決確定と致したいと思ひますが

(「異議ナシ」と呼ぶ者あり)

○宮武徳次郎君 私は異議ありません、成程只今説明を聞きますと云ふと尤もの様な感じがなくもありませんが、私は此の道路を築造することには反對であります、新聞紙などの記事を見ますと云ふと、過年度収入が多かつた爲めにやると云ふ様なことがありましたが、果してそれが爲めにやるのでありますら、私は反對せざるを得ないのであります、元來過年度収入が多かつたと云ふことは、不景氣が常態に返つた、我々在留民の懐に餘裕が出来た、従つて民間の公課金が即調に納まつた、それが爲めに金が餘つて來たと云ふならば尤もな話であります、今日の過年度収入の増加と云ふものは變體のものであると思ひます、それは以前に興業資金を借つて居つたものが、今度復興資金に取換えた爲めに、民間及共益會は思はぬ収入があつたのであります、思はんと云ふよりは之は豫想して居つた収入があつたのであると思ひます、何うも復興資金を借るのには、從來補納して居つた各種課金、乃至は共益會の電燈料の様なものをば差引なければ貸すことは出來ん、貸してはやるがそれが承知ならば貸そう、退引きならん様な風なやり方で、不承不承で借つた人もある様に聞いて居る、但し私は一文も借つて居りません

(7)

(8)

さうして中には其の復興資金を借つたは何等自分の事業の復興にはならない、民間や共益會の復興になつたか知りませんが、結局差引いて僅かばかり残つた、利子が安い位が得てあつた様な話を耳に致して居ります、さう云ふ様な無理をして出來た過年度収入の増加があつた爲めに急を要すると云ふことを説明されましたが、私は此の三島街、興津街の二つの道路は不急の道路と思ひます、何故ならば以前興津街は道路の必要がない、廢道にしやうと云ふことがあつた様に記憶して居ります、それ位必要のない道路を、今金が無理して入つたからと云つて其の金が爲めに、是非共益會のお方が道路をしなければならぬと云ふならば、寧ろ不急の興津街及三島街をやるよりも、宮島街の西端より歩兵隊の裏門に至る通りと、石山街の北端福島街へ出た交差点より歩兵隊の裏門に至る道路が完成して居りません、之をするならば一朝有事の場合有意義のものであらうと考えます、それならば賛成致します、此の三島街興津街の道路を今俄かに急造しなければならぬと云ふ必要は私は感じません

○行政委員長 (岸田菊郎君)

宮武議員にお答致します、先刻から頻りに低利資金の貸下を行はれた結果、自分は一向お蔭を蒙らないが、お蔭を蒙られた方々から、それに伴つて滞納になつて居つた各種課金其他をば回収された、其の爲めに金が餘つたのなら、それが餘りに多かつた爲めに餘分な金を得て、それで此の道路の修造に廻すのではないかと云ふ御心配から繰々御質問がございましたが、それは根本からお考違ひと申上ざるを得ないのであります、此の一萬九千弗の道路の築造と云ふこと

は、既に今春の通常民會に於て豫算に計上して實行する精神を行政委員會は有つて居つたのであります、先刻申上げました通り、何分時局は極めて緊張し、如何なる状態に我々が臨むか分らんと云ふ疑念が専ら致しましたので、先づ道路の修築は時局の安定を待つて決め様じやないか、差當り豫備費に繰入れて置かうと云ふので、三萬弗餘りの積りて居つたのであります、更に五萬弗に増加して計上して、以て豫算審議會にも説明して御承認を得たのであります、決して低利資金の貸下と過年度収入の問題とは縁がないのであります、初めから豫備費の中に此の二節の道路を立派なものにしやうと云ふことで、一時豫備費に繰入れまして時局の落付くのを待つて居つた様な次第でありまして、何等御懸念になる様な財源の下に出發して居るのでございせん、それから不急の道路と云ふことであります、行政委員會で慎重に審議致しました結果、本年度に於て財政が許したならば此の二節を築造したい、又一朝有事の時云々と云ふ只今お言葉も受けましたけれど、我々行政委員會に於きましては、あの二節を順序から言つても、又租界の交通、或は租界の體裁と云ふことから考へても、最も當を得て順序になるものと信じて居るのであります、實は松島街の、淡路街の先住吉街に至る間を修造せんと云ふ考を有つて居りましたけれど、先づ各般の立場から考へて、今の松島街の方は本年度に廻して本年度は財政を許したならば今の二節をやりたい、斯う考へまして、に豫算の更正を爲し御承認を得たいと考へる次第であります、何うぞ各位に於て考へられましても、行政委員會の精神を御聴取り下さいまして、心好く御質問あらんことを希望する次第であります

○宮武徳次郎君 只今會長の御説明も承りましたが、私は飽迄あれは不急の道路だらうと思ひま

(9)

す、何故ならば、早晩やらんものではありませうが、本年度に是非之をやらんらんと云ふ様な、急を要するものではないと思ひます、而もあの道路は普通して居らない、南北に貫通して居らない道路であります、前にも申しました様に、興津街と云ふものは既に廢道にでもしやうと云ふことで一日廢道にしたのです、それを又取消してやつたと記憶して居ります、斯る廢道にでもしやうかと云ふものを今俄かに金が少し位あるから、それでやらんらんと云ふことは私は賛成出来ないものであります、まだそれよりはやることか澤山あります、一例を上げますれば、私が昨日天津日報朝刊紙上を借りて書きました療病院の内容設備に關する問題、之こそ本當に急を要する人命問題であります、苦しも民間に有餘る金があるとしても、こんな不急の道路をやるよりは、療病院の内容に改善を加えて頂いた方が、遙かに在留民の救済の一部にもなつて良いだらうと思ひます、最近道路のみならず、租界局の事務所の外部等も非常に立派になつて居ります、問題が反れますか知れませんが、共益會の入口も恰も御殿の様なものを拵らえて、あれにも大枚一千三百兩と云ふ金を投じて居るのであります、さう云ふ様な金があるならば寧ろ内部の改善をして頂きたい此の意味に於て私は何所迄も反對致しません

○議長 (上野壽君)
最前何所か外かの道路をやりたいと云ふお話をしたが………

○宮武徳次郎君 それは、若しも何うしても是非道路をやらんらんと云ふ思召ならば、宮島街の西端から歩兵隊の裏門に行く道路、乃至は本願寺の前、石山街と福島街の交差点から歩兵隊の正門に至る迄の道路の完成をやつて頂ければ、一旦有事の際に有意義だらうと思ふ、それを

(10)

先によつて若し餘れば三島街でも興津街でも宜しうございます

○議長 (上野壽君)
そうしますと三島街興津街に代りまして今仰有るもう一つの方をやれと仰有るのですな

○宮武徳次郎君 三島街興津街の方には甚だお氣の毒ですが、それより先に宮島街の西の端から歩兵隊の裏門迄衛子運河に沿つて住吉街、それと福島街の本願寺の横を出た所から歩兵隊の正門迄………

○議長 (上野壽君)
分りました

○清水幸三郎君 従来道路は旭街を基點として順序に、規則的に一つ／＼やつて行く様に思ひましたが、石山街は一つ飛び抜けて濠路街に行つてしまつて居るが、所謂貫通線道路だから先に築造すると云ふ様に、何時さう云ふ様なことに行政委員會の特論が變つたのですか

それから此の頃聞きますと土木の請負に談合で仕事を取、それが大分多く談合が實行される様に聞いて居るが、之は只一寸聞いただけであります、それが爲めに租界局は急いで仕事をすると云ふことも聞いて居りますが、それはありませんか

○行政委員會長 (岸田菊郎君)
相當注意して各般の仕事を見て居る積りでございますが、未ださう云ふことは耳にして居らぬのであります、何か誤解と申しますかお聞き進ひてはないかと思ひます若しもさう云ふ事實がございましたら、何うか民間の爲めに御親切に御注意して頂ければ欣んで伺ひます

(11)

○清水幸三郎君 既に斯う云ふ臨時の提案をされたらと云ふことが………

○行政委員會長 (岸田菊郎君)
それは別問題です

○清水幸三郎君 それが爲めに土木事業を急ぐと云ふ風説があります

○行政委員會長 (岸田菊郎君)
それはないと思ひます

○清水幸三郎君 若しありましたら

○行政委員會長 (岸田菊郎君)
それから清水議員の仰有る通り順序を逐つてやることにはなつて居りますが、矢張り時の推移變遷に伴つて多少其所に移動を見ることは免れないと思ひます、其の點も考慮に入れて只今の二筋をやりたいと斯う考へるので、別段此の二筋を修造することに依つて在留民各位の御不足御不満があるとは考へて居らぬのであります

○清水幸三郎君 それは日本人の方では不足ありませんが、若しも順序にやるとしたら支那人の方で不足があると思ふ、只日本人だけならそれで好い、然し支那人も日本租界に澤山住んで居る、さう云ふ變更をされた時期は何時頃ですかと云ふことを聞くのです、居住者の注文で勝手にやれると云ふ變更は何時頃あつたのですか

○前川技師 石山街は宮島街から福島街の間でありまして、之は一昨々年完成して居ります、さ

(12)

うして本年度濠路街の築造に依りまして濠路街は秋山街から租界の境界線迄全部完成しました

それで順次に完成して居ることになつて居ります

○清水幸三郎君 本願寺の横は完成して居りますか、明石街と濠路街の間の、陸宗興のこつちの自動車庫が………

○前川技師 觀音寺の横でございます、あそこは完成して居ります、榮街の様に完成して居ります

○清水幸三郎君 私は完成して居ない様に思つて居るが、設計は何う云ふ様に設計して居りますか

○前川技師 煉瓦一段を基礎とし、六寸の碎石を置いてコルターを置いて居ります

○清水幸三郎君 煉瓦一段だけや完成してないじゃないか

○前川技師 あ、云ふ道路は皆さう云ふ方式になつて居ります、興津街は灰土を打つて煉瓦二段を置きまして基礎とします

○清水幸三郎君 興津街の道路と福島街の道路は何つちが必要であるかと云ふのです、有事の場合に………

それから道路工事に實際に從來灰土を打たないで完成した道路がありますか、只一時の應急手當ならありませうが、完成した道路とは認められない、今外かの完成した道路で同一のものがありませんか

○前川技師 澤山あります

(14) (18)

○清水幸三郎君 何所何所に……… それで完成した道路であるとすれば何を以て完成した標準としますか、若し完成した道路であると云ふなら道さへ附ければ完成したと云ふのですか、何の程度を以て完成と云ふか其の説明を聞きたい

○前川技師 天津の元々の道路の築造方針は、今言はれた様に先づ旭街の方から順々にやつて行かう、成るべく速く車の通れる様にしよう、租界の發展の爲めに成るべく速く舗装しようと思ふ、之は前の川端さん時代に………

○清水幸三郎君 さう云ふ説明は要りません、貴方の説明を聞きより私の方がよく知つて居る、私は貴方の方針では完成した道路と云ふのは何の程度かと云ふので………

○前川技師 私は灰土を打つて煉瓦二段ならべて其の上を舗装する………

○清水幸三郎君 今言はれた赤煉瓦一枚で碎石を入れてやつたのは………

○前川技師 大體自分は最後に完成したと云ふのは灰土を打つて煉瓦を二段置く事にして居ります

○清水幸三郎君 然し今完成したと言つたじやないか

○前川技師 それは道路の種類に依るのであります、今私の方針をと云はれるからお答したのであります、今迄の方針に就て鬼や角言はれましても私としては立場に困るのであります、今迄の方針と云ふのは、三間半の歩道のない道路は普通の赤煉瓦一段に碎石六寸の舗装をする、さう云ふ方針で進んで居られるので、それで完成したと言つて居るのであります、貴方の言はれる様にすればまだ、外かに澤山な道路があるのであります(清水議員「幾許あつても構はせん」)

○清水幸三郎君 それでは豫算も許しませんので、三間半でも歩道を有つて居る道路、それから五間の車道のある所は全部灰土一尺を打つて赤煉瓦二段を重ね、其の上を碎石六寸置いて輾磨しコールターで舗装しようと思ふので、之を以て完成として居るのであります

○清水幸三郎君 それならば貴方の目から見たら今迄のものは完成して居ないことにならないけれども、前任者が斯う云ふ程度でやつたと云ふだけ

○行政委員(植前香君)

私から一寸お答え致します、今聞いて居ますと完成を何の程度を以て完成とするかと云ふ所に議論が分れた様に思ひますが、由來此の道路は道路交通の性質に依つて其の程度を決める、非常に道路交通の頻繁な所は灰土を厚くしなければならぬ、煉瓦を澤山敷かなければならぬのであります、從來民間の土木課に於ては、石山街と云ふ道路は餘り大して重要性を認めて居らない、今言つた様な煉瓦を一枚置く、此の程度の道路で好いのだと云ふ認定の下に施行されたと思ひます、灰土を打つて煉瓦を敷いて、更に碎石を撒いて之にコールターを撒いて一本々々仕上げ居つた日には、五十年先になつても日本租界の道路は完成するか如何か分らないのであります、だから先づ交通の性質に依つて輕重を見て、そして進んで行く、其の方針でやつて行く考へて居ります、如何か其の邊の所で御説明願ひたいと思ひます

○清水幸三郎君 五十年先になつても百年先になつても完成しない道路から順序に、一旦土木計畫が出来て居る以上民間のある限りやつて行くか好いだらうと思ふ、何所の市町村に行つてもあれで完成したと言ふ所はない、完成して居ない道路を完成したものと認められるから言はれる

(16) (15)

ので、現に之を完成したと技師の方が言ふ、あんなものを完成として満足せられる様な方なら民間として非常に迷惑な技師を雇つたものと思ふ、素人が見られても大概分るだらうと思ふ、それが今交通の程度と仰有いますが、興津街と石山街と何れだけの交通の程度に違ひがありましかお調べになりましたか、自動車とか、馬車とか云ふ部類は何つちが多いか、之は宮武君の口に乗つて言ふ譯じやないが、初めの方針から言へば、もと、旭街を基點とし順を逐つてやることになつて居たが何時さう云ふ方針を變えたかそれをお尋ねします

○行政委員(植前香君)

何時から變えたか存じません

○清水幸三郎君 知らなかつたら黙つて居つて下さい(笑聲起る)

○行政委員會長(岸田菊郎君)

特に何時から其の順序を亂したかと云ふことはないので、原則的には矢張り順を逐つてやることになつて居ります、然し今植前君から説明された通り、現状に即して矢張りそれを多少……… 絶体的なものでもありません……… 變更して適當に修道の範圍を廣めて行かうと思ふだけであります、順序を變えたと言ふことは貴方からお叱りを受けますが、行政委員會としては別段故意に順序を變えてやらうと思つて居るわけでもありませんが、初め旭街を基點として順に行くと云ふ割當があつたのですが、其の通りの計畫に依ると交通上非常に不便であると云ふことで、平行した道路を一本二本やるよりも一本隔きにしようと思つて居ると云ふこととてやつて見たことがありますが、一本隔きにやつて行かうと云ふ方針を變えて進んだのであります、順序が變つたと云ふのはさう云ふ意味ではないですか、之をやつて来て居たのは平行に順々にやつて居たのですが一本隔きにやる様になつたので

○行政委員會長(岸田菊郎君)

大綱に御不足がければ行政委員會でやりたいと計畫された此の二筋の道路の築造に對して御賛同を得たいと思ひます

○議長(上野壽君)

官武議員から此の道路の變更が出て居りますが、外かに御賛成の方はございませんか

○清水幸三郎君 私は官武議員の方に賛成します

○志村正三君 一寸此の問題に就て行政委員會にお尋ね致します、會長は今此の金は時局を考慮して豫備費にして置いたのが、時局が安定したから之を流用した、斯う云ふ様なことを仰有いましたがそれは離かなこととあります、間違ひございせんか、豫備として置いた金を時局が安定されたから道路に使ふのだと云ふことを聞きましたが之は事實でありますか

○行政委員會長(岸田菊郎君)

大體二萬圓程は事件費と申すと可笑しいが、時局が緊迫して参りましたらそれ位は何としても持つて居なければならぬと云ふ考へで、特にそれを豫備費に廻して置いたのであります、それが幸にも支出せずに済みましたから、先づ其の方から此の道路の修造費として出して行きたいと云ふので、行政委員會は過年度収入とか、先刻お話のあつた復興資金の貸付云々と云ふこ

とは全然ないのであります

○志村正三君 さうしますと行政委員は時局が既に安定したとお認めになつたのであります

○行政委員長 (岸田菊郎君)

先づ各位もさうお考になつて居られると信ずるのであります

○志村正三君 然し駐屯軍は今以て戦時勤務を執つて居られ、動ともすると時局は緊張せる状態にあるのであります、それを何う云ふ根據を以て安定と認められるか、恐らくはあの塘沽條約だらうと思ふのであります、塘沽條約を以て安定したと認められたとしたならば、それは相當認識不足じやないかと私は思ふのであります (拍手)

○議長 (上野壽君)

志村議員に御注意致します、直接議題に付て賛否をば仰有つて頂きたいと思ひます、段々と時局安定の見込に付ての議論になつて行く様ですから……直接議題に關係あることをば、賛否なりに御意見を仰有つて頂きたい

○志村正三君 お話であります、金の出所も貸さずには賛否を表する譯にも参りません、根本の問題に觸れずには道路々々と説明になる所の行政委員諸君のお考が甚だ附に落ちるのであります (「ヒヤッ」と呼ぶ者あり)

此の根本問題からして質問したのであります

○行政委員長 (岸田菊郎君)

度々申上げます通り、時局の進展如何に依りましては、相當に手許に餘裕を持たなければならぬと云ふ考から、五萬餘兩をばそれに計上して置いたのであります共、幸ひに時局が積局的の理由として民間から支出を要すると云ふ如きこともなかつたものですから、こゝに謂はゞ餘利を來したのであります、豫てから財政之を許せばやりたいと考えて居つた此二筋の道路の修道をば實現せしめたいと思つて、こゝに更正豫算を出した次第で、別に特殊の事情があると云ふのでございませぬ

○志村正三君 先程も色々な説がありました通り、何うもさう急を要しない道路を、斯の如き金が餘つた、時局が安定した様だからと云ふて始める、之は少しお考が不足して居りはしないかと考られるのであります、然し時局が安定したと言つても後何か起つた場合は、其の方は心配するなと云ふなら之以上申上げる義務もありませんから申上げませぬ

○清水幸三郎君 私は田村議員に一寸お伺ひします、會長に代つて説明があつた様ですが、一本隔きにと云ふことは、一本隔いて一本行つたら後に戻るのでございませぬ

○田村俊次君 一本隔きに先に……

○議長 (上野壽君)

外かに御異見ございませぬか

○古田治四郎君 先づ會長から費用の点に就て御説明ありましたがもう一遍伺ひます、豫備費の中の時局の費用をこつち持つて行かうと云ふのか、又此の一万九千兩は道路に取つて置いた様にも聞いたんですが、何つちが本當なんでしょうか

○行政委員長 (岸田菊郎君)

事件の爲めに金が要れば事件費として出さなければならぬ、道路も築造して行きたいし、非常にもそこは、こしいのであります、元々之は起債を行つても後から御説明申上げる筈の汚水處分場と之を引包めて、もやる位に考へて居たのであります、若しもそれが出来ん時は事件の爲めに餘分に残した金でやらう、旁々豫備費に五萬餘兩計上して置くことを豫算審議會でも詳しく話つたのであります、若しも起債を行ふことが見合せになりましても時局さえ普通に通れば道路の築造だけは出来るだけの金が豫備費から生れ出る筈だと云ふことを詳しく説明申上げたのであります、只今貴方のお伺ひの様に事件があればそれから出し、治まればそれで以て道路の修造に當ると云ふことに豫て考へて居つたのであります

○古田治四郎君 然らばもう一遍お尋ね致します、豫備費に融通性があつて兩方に共通して居るので、宮武議員の言はれた様な種収入が税金未納から餘つたのでありません……兩方に共通にさせてあるのは時局にも使えるし道路にも使える、何つちかなかつたら片方に使ふと云ふのなら、兩方なかつたら金が餘るから私の希望は衛子運河の道路を一本増して貰ひたい、あそこを完成したいと思ふのであります

○行政委員 (植前香君)

先程も衛子運河の道路をやれと云ふことでしたが、此の春の民會でも議場て話題に上つたと思ひますが、本年の工事に水道の鐵管を活けることになつて居るので、今完成しても又掘り返さなければならぬ、明年若くは明後年になるのではないかと思ひます、さう云ふ考へは行政委員會でも有つて居るのであります、其の點御説明願ひたいと思ひます

○清水幸三郎君 植前君に一寸……それは貸して呉れと云ふのですか確定のものですか、水道會社の方へは……

○行政委員 (植前香君)

殆んど確定のものであります、老西開の方に持つて行く爲めあそこを通らなくやならんので、殆んど決つて居ります

○議長 (上野壽君)

大抵御議論は盡きて居ります、只今迄に宮武議員から道路の變更の御意見が出て居ります、それに清水議員が御賛成の標でしたが、外かに御異論がなければ採決致します

(「異議ナシ」と呼ぶ者あり)

○議長 (上野壽君)

詳しい事は出て居りませんが、宮武議員の場所を變更することに御賛成の方は御起立願ひます……原案に賛成の方は……原案に賛成の方が多數ですから原案が確定致しました

○議長 (上野壽君)

日程第二、汚水處分場築造ノ件

○行政委員長 (岸田菊郎君) 登壇

御説明申上げます、我が日本租界の下水は各道路に通じて居る下水道へ流れる雨水と合流しまして、其の約四分の一は橋立街の唧筒所に依つて白河に排出されて居るのであります、而して

○行政委員長 (岸田菊郎君)

先程も衛子運河の道路をやれと云ふことでしたが、此の春の民會でも議場て話題に上つたと思ひますが、本年の工事に水道の鐵管を活けることになつて居るので、今完成しても又掘り返さなければならぬ、明年若くは明後年になるのではないかと思ひます、さう云ふ考へは行政委員會でも有つて居るのであります、其の點御説明願ひたいと思ひます

○清水幸三郎君 植前君に一寸……それは貸して呉れと云ふのですか確定のものですか、水道會社の方へは……

○行政委員 (植前香君)

殆んど確定のものであります、老西開の方に持つて行く爲めあそこを通らなくやならんので、殆んど決つて居ります

○議長 (上野壽君)

大抵御議論は盡きて居ります、只今迄に宮武議員から道路の變更の御意見が出て居ります、それに清水議員が御賛成の標でしたが、外かに御異論がなければ採決致します

(「異議ナシ」と呼ぶ者あり)

○議長 (上野壽君)

詳しい事は出て居りませんが、宮武議員の場所を變更することに御賛成の方は御起立願ひます……原案に賛成の方は……原案に賛成の方が多數ですから原案が確定致しました

○議長 (上野壽君)

日程第二、汚水處分場築造ノ件

○行政委員長 (岸田菊郎君) 登壇

御説明申上げます、我が日本租界の下水は各道路に通じて居る下水道へ流れる雨水と合流しまして、其の約四分の一は橋立街の唧筒所に依つて白河に排出されて居るのであります、而して

○行政委員長 (岸田菊郎君)

先程も衛子運河の道路をやれと云ふことでしたが、此の春の民會でも議場て話題に上つたと思ひますが、本年の工事に水道の鐵管を活けることになつて居るので、今完成しても又掘り返さなければならぬ、明年若くは明後年になるのではないかと思ひます、さう云ふ考へは行政委員會でも有つて居るのであります、其の點御説明願ひたいと思ひます

○清水幸三郎君 植前君に一寸……それは貸して呉れと云ふのですか確定のものですか、水道會社の方へは……

○行政委員 (植前香君)

殆んど確定のものであります、老西開の方に持つて行く爲めあそこを通らなくやならんので、殆んど決つて居ります

○議長 (上野壽君)

大抵御議論は盡きて居ります、只今迄に宮武議員から道路の變更の御意見が出て居ります、それに清水議員が御賛成の標でしたが、外かに御異論がなければ採決致します

(「異議ナシ」と呼ぶ者あり)

○議長 (上野壽君)

詳しい事は出て居りませんが、宮武議員の場所を變更することに御賛成の方は御起立願ひます……原案に賛成の方は……原案に賛成の方が多數ですから原案が確定致しました

○議長 (上野壽君)

日程第二、汚水處分場築造ノ件

○行政委員長 (岸田菊郎君) 登壇

御説明申上げます、我が日本租界の下水は各道路に通じて居る下水道へ流れる雨水と合流しまして、其の約四分の一は橋立街の唧筒所に依つて白河に排出されて居るのであります、而して

在ては水道團營と云ふことは暫く懸案と申しますか、まあ今少し時機の恵まれる迄見送らうと云ふことになつて居ります、従前汚水溜の跡或はそれに續く土地をば將來水道團營の場合に使用する用意を有つて居るか云ふことに就ては、遺憾なく無いと云ふことを申し上げなければならぬのであります、幾年の後水道團營が若しも出来る様な場合がありましたら、貯水池は容る他の方面、乃ち白河に沿ふた或場所を求められることもあるまいかと云ふ考えも一寸有つて居つたのであります、只今申上げました通り鹽分が相當噴き出まされて、英租界でも又舊獨逸租界でも中々井戸の水の質の良くないことに就ては悩まされて居る様に見えます、依つて其の問題にも相當の金を掛けなければならぬ、現状に於ては逆も許されぬ様に考へます、依つて其の問題も自然現在に於ては考慮に入れて居ない様な事情でありますから御諒願願ひます

○田村俊次君 それはよく分つて居ります、然し水久水源の團營と云ふことはやらないと云ふ譯ではありません、要するに時機が悪いから出来んが然し何時かは出来る時期があるかと思ふ、そんな時に空地がなく貯水池が出来ないと云ふ様な場合には丁度良い、汚水池の上に上水池を造つて置いたら地面の經濟にもなりはしまいかと云ふ考へて居るので、すつと以前矢張りさう云ふ計畫で取つて置いたのですが、今度はそんな考へはないのですな、無計畫なら何もお話をしないので……

それから白河の邊の地面と云ふと何んでか

○行政委員長 (岸田菊郎君) それは私が單に若しも出来ることもあればさう云ふ方面に求められないこともあるまいと云ふこと申し留めたに過ぎないのであります、何等具體的の計畫を樹ててあるのではありませんから其点御承知願ひたいと存じます、又水道團營と云ふことも近き將來に於ては一寸無理だと思ふのであります

○行政委員長 (岸田菊郎君) 只今會長の説明が追加豫算に轉じて居りますから追加豫算に係ることを質問するのであります、私は今日大分調べて見ましたが書類が見付かりませんが、昭和三年か四年でございすが御大典記念事業として圖書館を開くと云ふ議案が出て、三萬弗決議されて一萬弗積立てたと思ひます、それが開通するの御明瞭願ひたい、それに對してあと二萬弗は出て居らないか、それで會計状態が何うにも出来ぬ、忘れてないのだが出来ぬのだから金餘裕があり次第すると云ふて居る内に時日が経過して共益會が出来た、議題外と仰有るか知りませんが、事業の性質及民會で決議したものが未だ二萬圓其の儘になつて居る、此の問題を出す根本の理由は、今迄會計の方に餘裕が出来なかつた、今回それが餘裕が出来たと言はれるからそれを先決問題に置いて評議されるのが當り前と思ふので、それに對して全然民間は關係ないのだから、共益會の方から自分の方では勢ひさう云ふ問題には觸れないと云ふ御精神であるか、此の根本問題に對する行政委員會のとられる精神を伺ひたい

○行政委員長 (岸田菊郎君) 只今お尋ねの事項は現在既に共益會の方に移管せられたものであります、従前圖書館に關することは何うも行政委員會は如何とも爲し得られない譯であります

○行政委員長 (岸田菊郎君) さう云ふお答だらうと豫想して居つたのであります、然し事實上あの時の事

實からちつとも完成して居ないのであります、行政委員會としては共益會に移管したと云つても矢張り完成しやうと云ふ精神があるべきだらうと思ひます、金の餘裕が出来なかつたからしなかつたなら、金が十萬圓も餘裕が出来たと言はれるから、御大典の精神を以て考へると、共益會がやらないから放つと云ふことは、又民會の決議から見ても面白くない例を將來残すことにならんかと思ふ、それをこちから決定しても差支えないじやないですか、それとも一切民會は共益會に委したのだから何うならうとも構はんと云ふのか、それじや何うも性質上面白くない現象を將來残すのじやないかと思ふ

○行政委員長 (岸田菊郎君) 行政委員會に於きましても、其の點の計画なり御相談なりあれば喜んで之に應ずるの用意は有つて居ります、然し行政委員會等が積極的の之を共益會に言ふて行く程には餘裕がないと私は考へるのであります、其の邊で何うか……

○行政委員長 (岸田菊郎君) 共益會に委かして置けば民會で決議したものでも放つて置けば好いと云ふ様なお話であるが、御大典の精神から考へても積極的に民間がやらなければならぬ事業だと考へるので、其の點意見を異にするのですが、當時は民會でやらなければならぬ事業であると言つて、現在共益會に委かしたから我々は不関事と云ふことは一寸面白くない、金のない場合ならば已む得んが、今現在金の餘裕が出来たと言はれて居るのであります、此の事は民會で決議したのであります、尙且性質は御大典記念事業であります、餘程御慎重に御考へになつて頂きたいと思ひます

○行政委員長 (岸田菊郎君) 共益會に移管したから俺は知らない、關係ないと申すのでありません、只現在所管が共益會の方に移つて居る、主管者である共益會は其の邊の意味を充分に汲んで從來計畫された所の各般の仕事をやつて居るのでありますからして、無論それをば冷淡に放つ置くへきものでありませんから相當共益會の方でも考慮されて居ると思ひます、仍前行政委員會には共益會が主管者としてやつて居る以上、別に貴方の仰る通り何うでも好い放つたらかして居る譯ではありません、御相談あれは喜んで之に出来るだけの協力する考へであります

○議長 (上野壽君) 一寸行政委員長にお尋ねします、貴方は汚水處分場を築造する金で御大典記念事業をする、振替えたい、斯う云ふお考へですか

○行政委員長 (岸田菊郎君) 先に歳入の御説明で十萬圓と云ふ金が浮いたから五萬圓は正金に返さう、あとは此の議案の汚水處分場の金に當ると云ふ御説明がありましたから、本當言えれば更正豫算の所で質問しなければならぬのですが、之が決つた後で質問しても既に決議になつてしまふと云ふことになるからお尋ねした次第で、私としては正金の借金は今迄に昭和七年の借金が残されて居たのだから之は當然返さなければならぬ、其の外の五萬圓あるのを三萬圓にして、二萬圓は當然民間から進んで圖書館の爲めに出して上げて、其の二萬圓だけ九年度の豫算から出す様にしても遅くはないかと思ふ、岸田委員長は共益會でやらない以上何故やらないのかと云ふ様な御交渉はせられなかつたか、それ共全然向ふから言つて来る迄待たうと云ふ御精神でせう

かそれを承りたいです

○行政委員長(岸田菊郎君)

此の事は既に共益會に移つて居るのでありますから、行政委員は只之を他人行儀に扱ふて居ないと云ふらとだけ申上げて置きます

○議長(上野壽君)

外かに御質問ありません

○橋本磯太郎君 殿治議員から言はれた通り之は民會の決議として積極的に行われんことを希望致します、殊に共益會に移管する前に決議があることあるし……

○行政委員(藤谷信治君)

あの當時確か御大典事業と云ふことには單に圖書館のみでなかつた様であります、専修學校の圖書と云ふ事もさうであります、既に今御覽の通りに發展してやつて居るのであります、圖書館と云ふことも無論民會があの當時の條でありましたら貴下の仰る通り、殊に御大典記念の事業でありますから直様やつたこととせうが、其後に於て先程岸田會長の言はれた通り所管が共益會に移つたのでありますから放つてある譯ではありません、向ふにも圖書館經營の方針は樹たれたのでありますから向ふの方針に從はなければならぬと思ひます、設立と云ふことに付ても、向ふの餘裕の如何もあるから相談の上でなければ出来兼ねるのであります、一寸今急に之をやると云ふにも行兼ねるので其邊御諒願ひたいと思ひます

○殿治部一郎君 私の申すのは、金が今迄無かつたから出来なかつた、餘裕があれば當然等閑に

(30)

(29)

すべきものでない……向ふがやるのを待つのだが、今斯う云ふ問題には關係しないと云はれるが、民間に餘裕が出来たと云ふから、矢張り民間としては一應考へて見るべきであると思ふ、それで共益會の方とは何う云ふ御交渉をせられたか、向ふがやる積りだから御心配はないと云ふことなれば何等差支えないと思ひますが、向ふの方に金が無い、出来なかつたと云ふことになると、折角御大典に決議したものであります、こちらは今現在待つて居るのだから、此の五萬圓を三萬圓に訂正して、二萬圓を渡して斯う云ふ精神だからやつて呉れと共益會に言ふてやつて差支ないと思ひます

○議長(上野壽君)

御参考迄に申し上げます、御大典記念は圖書館と、實業専修學校を拵える、其の爲めに毎年一萬圓積み立てることになつたか、途中で財政困難で行き詰りまして、其の内に共益會に移管になつたので、共益會でも本年になつて是非あれをやらなければ可かんと云ふことを、非常に理事會でも問題にして居り、既に商業學校を設立し、更に校舎を十數万円掛けて拵えることになり、次に圖書館に及ぶと云ふことになつて居り、すん／＼やつて居りますから其邊で……

○殿治部一郎君 あの時金は渡してありますか

○議長(上野壽君)

渡してあります……外かに御質問はありませんか
(「無し」と呼ぶものあり)
御質問もありませんから、第二讀會に移ります

○殿治部一郎君 一寸私の意見を述べますと、行政委員は何うか知りませんが、成る程汚水池も結構であると思ひますが、大体に於て之は場所から言つても、何から言つても何らかと言えは租界の裏門の方に當る、肝腎の碼頭の、橋立街の碼頭が之にないか、確しか最初二十万圓の時橋立街の碼頭所を主として居つた様ですが、それが何時か自然消えて住吉街に變つたのですが、あれは當分やられない意志でありますか

○行政委員長(岸田菊郎君)

やらのじやありませんが、金の餘裕が出来たならば再来年渡りやりたいと思つて居るが、現行政委員會としてはそこまでは決定的に申上げられないのであります、要するに行く、はやることになつて居ります

○殿治部一郎君

私は其点見解が違ふのであります、要するに、實は私は最近内地から歸つたのですが先日東興とも話が出来て殆んど船が上る様になり協議會で可決したが翌日から又いけなくなつたのであるが、將來の大根本方針としては、目的としては矢張りあそこを船を廻せる様にして船を潮航させることなる、さうなればあそこは表で、我々の家から言へば玄關口に當るから、玄關口を放つて置いて台所を先にやると云ふことは、少し本末を顛倒してはいないでせうか

○行政委員長(岸田菊郎君)

之は御承知でせうか、先刻申上げました通り、日本租界の汚水の四分之三を受け容れて居ります住吉街の汚水池を先にやつた譯で而もあそこから發散する臭氣を衝く様な臭氣の不潔さをば除

(32)

(31)

去したい、又一方河が良くなる云ふことは、船の上る氣運を齎す譯であります、之は何人も豫断を許さない状態でありまして、或は此の秋に躍進的に良くなるかも知れません、又來年になつても、何時船が上る様になるか分らんと云ふ様な、之は豫想は附きませんが、其の方を後廻しにしてさうして住吉街の大部分の汚水をば排濁する所を改良しやう、良くしたいと云ふ考へやつたのであります

○殿治部一郎君

河の状態が良くないからこつちの方をやるのですか……それから一寸伺ひますが、工事は直接團營でやられるのですか、請負ですか

○行政委員長(岸田菊郎君)

請負です

○議長(上野壽君)

外かに御議論がなければ第三讀會に入ります
別に御異見もない様ですから可決確定としますが

(「異議なし」と呼ぶものあり)

では次に移ります

昭和八年度居留民團歳入歳出予算案

○行政委員長(岸田菊郎君) 登壇

之は只今御説明申上げました汚水處分場築造の件に關係を有つて居るのであります、本年正金銀行に對する第九團債は、減債基金から六萬弗と豫算に計上致しました四萬弗と併せて十萬

弗償還致しました、然し昨年年度に於て二十二萬弗返す所を十六萬弗に致しまして六萬弗
残があるのであります、内一萬弗は本年度内に繰入れましたので、結局五萬弗が昨年度の償還の
残りとしてある譯であります、我々は財政に餘裕を生ずるならば出来るだけ速く御返上申上
げたいと考へて居つたのであります、幸ひに只今説明申上げた様な事情で十萬弗の繰越金の
増を得ましたので、其の半分の五萬弗を償還化池の方に、残の五萬弗は償還未了の方に考へ
て、追加豫算を提出して御協賛を得んとする次第であります、之で昭和七年度八年度の償
還額が豫定の通り清償譯であります、それから此際申上げて置きますが、低利資金の爲めに滞
納になつた課金が回収されて、それが主なる財源となつて、或は處分場、或は第九團債の償
還に變るのではなからうかと云ふ御懸念のお有りの方も無きにしも非ずと存じますが、決して
さう云ふことはないのであります、當該係に依つて調べさせた所が、低利資金の貸下に依つて
回収されては民團の収入になつた金は何かと申しますと、僅かに水道料の五千弗でありませ
ん、之以外には何も別段餘分に其の方から民團に収入になつて居るものはいません、畢竟する
に民團吏員の方に於きまして適當に課金の徴収、其他各種の歳入になるべき性質の金の取立
に善處致しまして、其の成績も良好であり、又先刻申上げた通り時局が好轉致しまして自然課
金の徴収をばよくせしめまして、即ち支那人が他租界に行つたものも歸つて來たとか、又商賣
が不十分なからポツ／＼出來かけて來たとか、又一般に於て各種課金をば後から收めて下さ
る方が相當に出來て來た、さう云ふ原因に依つて繰越金が出来て來た、それを今申しました重
なる目的に使ひたいと云ふので、さう致しましてまた豫備費は此の豫算面から申しまして

も三萬數千弗と云ふものはあり、更に繰越金は尙續々増えて來つたつあります、て現在の租界の
事態から見まして決して五萬弗を以て償還額に當てても心配はないと存じます、其の邊の
所て本案の御協賛をお願いしたいと思います
○清水幸三郎君、只今會長から色々御説明がござりまして、民團も非常に順調に収入が増えた爲め
に、色々施設も御希望通り出來る、誠に結構ですが、私は民團の課金の負担者の一人であり
ますが、民團は自分の主張する権利は十分に主張され、又仕事も行政委員の御希望通り積極
的におやりになるか、今迄本年随分御催促申しても、一回の回答にも接しませんが、御希望して
居る八千何百圓と云ふ金に對する御處分は何うなるか、餘裕のある時に御拂ひ下さることを
御明答承りたいのであります、之は數回に涉つて書類も出て居るので、さう云ふ様な我々貧弱
な負債を民團は負担しないで置いて十分に餘裕が出来た、之は私も催促せしめ居るに居るに
、今迄時局民團も困るから何も言はずに黙つて居つたか、此の機會にお拂ひ願ひたいと思ひ
ます
○議長（上野壽君）
只今清水議員のお話がありました、それは又別途にお願ひ致します
此の議案に御質問のある方は………
○清水幸三郎君、之は希望ですから此の際御明答願ひます
○議長（上野壽君）
餘り御質問もないと思ひますから議會省略にしては如何でせうか

(34)

(33)

ては議會省略可決確定と致します、十分程休憩致します
（午後十時三十分再開）
○議長（上野壽君）
さては續いて開會致します、それから此の議事録署名人を何時も議長からお願ひすることに
なつて居ります、總務議員と稲田議員にお願ひすることに致します
日程第四、財團法人天津共立學校設立の件
○行政委員長（岸田菊郎君）發壇
本案に關して説明申上げます、民團は大正三年以後引續いて今日迄共立學校に補助をして來た
のであります、此の度の寄附行爲に依つて財團法人にせんとする方針は、抑々遠く大正十四年
の十二月民團、共立當局に於ける調査委員會に依つて議せられたことが、其の生れ出でんとし
た起源だと記憶して居ります、即ち租界に於ける唯一の支那人教育機關である共立學校が、殊
に先年共益會が設立されて以來、今日迄尙其の主體が確立して居らんと云ふことは宜くな
いと云ふことを認めましたので、こゝに行政委員會に於きまして寄附行爲に依り組織の改正を
せんとするものであります、さうして今後引續いて民團に於ては共立學校の教育機關として
の整備向上を期する爲めに相當の補助を繼續して行きたいと云ふ方針でございます、此の寄附
行爲を以て財團法人にせんとすることに就て問題となるべき點は、舊共立學校の所在地であつ

た廟の地が何う云ふ風になるかと云ふのと、又廟に關聯して同様の移轉費用として八萬餘弗
の經費の計上があつた、此の二つであります、前者は研究の結果舊學校の土地を買収した土地
として支那政府の方針にも變化があつて、別段さして考慮の必要もないと云ふことを認めまし
たので、それから後者に就きましては當時理事者間に於て簡單なる覺え書を手交してありまし
たのみで正式の手續を執つて居りません、又本回の組織改正に際して共立學校側は該覺書の改
修に就て何等異議を有つて居りませんので、之又組織變更に就て何等の支障を來たさないと認
めて居る譯であります、要するに復雜なる事情が存在して居ります、廟地のことに就き
ましては別段懸念することはないと云ふことが認められたので、進んで此の際主體を明らかに
し然して租界に於ける支那人の、現在に於きましては小學校教育であります、其の教育機關
の整備の充實を圖りたいと云ふのが根本精神でございます、それから寄附行爲の案の中で主も
なるものは設備費其他民團の寄附財産、それから民團の監督權と此の二者でございます、前
者は現在の學校所在地、校舍其他の建物、今後十年間に於ける補助金並に特別會計校舎増築費
中の未交付金、之等が主なるものでござりまして、其外には現在の學校の所有に屬する備品
であります、此の備品は過去に於ける民團の補助金に依つて整備されたものと云ふ解釋から
學校の方から此度民團に一旦寄附致しまして、民團は改めて共立學校に寄附行爲に依つて之を
渡すと云ふ形を採つたのでござりまして、校舍其他の建物は其の歸屬が稍曖昧である様な感じが
あります、當時移轉費を以て建築をなし、之を今日迄無償で共立學校に貸與して居つた
ものと解釋致しまして、此の際民團の財産目録に之を加えて共に共立學校に寄附すると云ふこ

(36)

(35)

(37)

とに致したのでございます。それから補助金は本年度の補助金を標準と致しまして、寄附行為に依る寄附の定額を表示する必要がある関係上、十ヶ年間を補助する期間と定めて、其の十年間の経過後は更めて必要程度の額を出資しやう、然し其の期間迄に學校の財源が豊富になる、民間から別段補助金の必要なくなるつた場合は素よりそれに及ばないのでありますが、引續き十年後に於ても寄附しなければ經濟がたつて行かんと云ふ事態にありましたらば、民間は必要額を寄附しまして其の存立を助け、同時に寄附行為を變更して行きたいと云ふ考えを有つて居るのであります。次に民間の監督権は總理事に一任して置けば良いことと云ふ考えを有すけれど、設立の方針を何所迄も保持して行くことに就きまして、失張りの民間自體が之を監督する必要があると云ふことを認めましたので、寄附行為の第二十條の掲示事項を御覽願ひたいのです。此の掲示事項は更めて民間の承認を得可き様と云ふ申合せをやうと云ふ方針であります。寄附行為の第七章の理事會、十八條以下を御覽願へれば其の精神は判然りと御了解出来るかと存じます。以上述べました様な方針及び目的を以て、租界に於ける唯一の支那人教育機關である共立學校をば財團法人と致しまして、更に向上發展させて行きたいと云ふ考えでございます。何うぞ本案を提出致しました趣旨を御了解下さいまして御賛成あらんことを希望する次第でございます。

○郡茂行君 只今承りますと、年々十個年間高千圓宛寄附することでありましたが、十年後に向ふが經費が足らん場合に變更すると云ふことを承りましたが、それは金額を増やすとか減すと云ふことを意味するものでありますか。

(38)

それからもう一つ、寄附行為と云ふ此の條項を見ますと、理事がある、理事は十人ありますが校長が金銭の出納、帳簿をやりまして、其外理事だけで、帳簿を檢查する検査役とか、監事とかは要りませんか、それが見當らんのですが、そんなものは後から理事會で決める様になつて居るのですか、何う云ふ様なものでありますか。

○行政委員長 (岸田菊郎君) 第十六條にも掲げて居ります通り、理事十名の中二名常務理事と云ふのがありますか、一名が理事長、一名が校長に居りますのであります。此の十名の理事から理事會は組織されて……

○郡茂行君 監査役とか検査役と云ふ様なものは……

○行政委員長 (岸田菊郎君) 普通の株式會社の取締役とか監査役とか云ふものとは異にして居りますので、此の理事十名だけて監査役と云ふ様なものはございませぬ。

○郡茂行君 財團法人に監事とか監査役とか云ふものはありませぬやうか。

○行政委員長 (植前香君) 必ずなくてはならんと云ふ機關ではありませぬ、理事は必ずなければならぬ機關で、監事は置くことを得と云ふことであつて、必ず置かなければならぬ必要機關ではありませぬ、なくても差支えないのです。

○郡茂行君 置かない方針ですか。

○行政委員長 (植前香君)

(39)

さうです。

○郡茂行君 もう一つの十年後は……

○行政委員長 (岸田菊郎君) 今から判然と申上げることが困難であります。當行政委員會でも其の点議論は出たのであります。十年後に於ても學校が寄附の補助金を繼續して仰がなければ經濟困難であります。ならば、それは民間は必要程度の額を出資することと云ふ方針で、今こゝに寄附行為では期間を表示する必要があつて十年としたのであります。十年で後は打切つて行かうか行かないかは後知らんと云ふ考えは行く可きでない、行かないと云ふ考を以て、十年間と決めて組織の改正を致す譯であります。

○田村俊次君 私は一、二質問しまして、それから私の少し意見を述べて、修正議案を第二讀會で出さうと思ふ。

こゝにある共立學校の建物は元來民間の財産目録に入つて居ない、民間の財産に入れてないものを入れられるならば、それは民間の協賛を経なければならぬ、財産目録にない民間の財産に明らかになつて居ないものを寄附すると云ふことには、豫め之は何うにか手續が出来て居るか何うか、それから元來共立學校の財産と云ふものがあつたがそれは何所に行つて居るか、それから今會長から話があつたが、共立學校は例の董事の名で、董事の經營と云ふことになつて居たのであるが、斯う云ふ形になつて董事の方は異論は出ないか、先づ此の三の点を聞きたいと思ふ。

(40)

○行政委員長 (岸田菊郎君) 只今お實の財産目録に載つて居ないのに、此所で民間の承認を経ずして財産目録に追記してやるのは面白くないやないかと云ふこととありますが、成る程無償で今日迄貸與してやつたと云ふので、財産目録に記入してあれば元より判然りして居るのであります。當時の事情から言ふて已むを得ざるものがあつたのであると思ひます。此の度寄附するに就ては矢張り民間の財産と十分に認められるものでありますから、更めて目録に記入することが別に不法と云ふことではなからうと、に出した譯であります。

○田村俊次君 元來の共立學校の財産は、

○行政委員長 (岸田菊郎君) 之迄の補助に依つて増したものの建増し致したものは一旦民間に寄附して貰つて、それを今度民間から共立學校に譲ると云ふことになつて居り、之以外に別に共立學校の有つて居る財産として見るべきものはないのであります。それから董事の方は異議はなからうかと云ふこととありますが、それも別段異議なからうと思ふのであります。

○田村俊次君 此の前増したと云ふのは民間の補助金に依つて増したと云ふのはありませぬか。

○行政委員長 (岸田菊郎君) さうです。

○田村俊次君 其外元來の共立學校の財産があつたが、それから共立學校の建物でありますか。

○行政委員長 (岸田菊郎君)

あれは民團が一時立替拂となつて居るので、それが爲めに建物は民團の財産になつて居ないのだと思ふが……

○行政委員（植前香君）
私から會長に代つて御説明申し上げます、一番初めに建物の問題ですが、之は初めあの土地を買収する爲めに移轉費と云ふ意味で八萬何がしと云ふものを民團が支出することになつて居りましたけれど、之は其後の研究に依つて買ふ必要のないと云ふことになりまして、バンドの特別會計から四萬五千圓と云ふものを出して居ります。従つて四萬五千圓出して居りますが、之は別段從來の共立學堂に校舎を建ててやつたものでなしに、共立學堂をあそこから移轉せんが爲めに詰りバンドの設備する關係上是非移轉しなければならぬ、バンドを造る爲めに其の費用から出したのですから、當然……又向ふに渡したものでないであつて、地頭築造費用の中から出したのですから、當然民團のものであるとの解釋は至當である、と考えます、當時當然目録に載せて置くべきであつたが、さう云ふ経緯の爲めに載つてなかつた、これを此の際明らかに原簿に記入して寄附行爲するのであります、それから從來の共立學堂の財産と仰られました、現金と備品と此の二つで……

○田村俊次君（植前香君）
もうそれは宜しうございませう、今のバンドの築造特別會計から離し出して、そしてあれをバンド用地の爲めにあの共立學堂の有つて居つた土地を買収して……

○行政委員（植前香君）
買収する立前だつたので買収する必要はなくなつたのであります

○田村俊次君（植前香君）
民團のバンドの用地の中に入つて居りませんか

○議長（上野壽君）
田村議員に一寸申し上げます、之は大分入り込んだ事情があるのですが、若し此のことをもつと詳しく御承知になりたいと云ふことであつたら一應こゝで休憩に致したいと思ひます、此の邊で御承知になれば續けてやりますが……

○田村俊次君
其の問題はあつて聞くと、少し此の寄附行爲に付て、所謂所管に付て意見がありますから、それとそれから述べることにして、共立學堂は元來主體がなくて曖昧な機關であつて、其の意味なものに對して民團は毎年相當な金額を與へて居つた、さうして民團が補助は與へて居るが更に監督権がない爲めに、兎角く内部の改善、事業の發展などと云ふことは、共立學堂自身に任せて居つたのであります、然し寄附を出す爲には早く其の主體を定めなければならぬ、又民團も相當の監督権を有つて改善を計る様にしなければならぬ、斯う云ふことが毎年の民會に出る、何れさうしなければならぬのが今日迄ならなかつた所が今度財團法人にして主體を定めたと云ふことは私も非常に賛成なのであります、然し主體は決められ共立學堂が共立學堂の内容並に經營を直接監督する連絡がないのであります、と云ふのは民團は設立者であつて出来たものは全部理事の經營に委せる、民團は只こゝに書いてある財産を寄附し、十ヶ年間毎年一萬二千圓交付するだけで、さうすると此の案を見ると共立學堂は厄介者であるから、此際民團は手を放して後の發展進歩は何うでも好いと云ふ風に居留氏は如斯く考へて居らるのであります、民團の方面から見ればさうもとれるのであります

す、時世も違ひますが、元來共立學堂は……租界内にも支那人經營の學校はありますが……、日本租界に一つ位日本人の經營する學校があつても良い、支那人も課金を納めて居るのだから、さう云ふ様な意味で出来たものでありますから、私は日本租界としては、他の租界に於ても支那人居住者の文化事業があるのであり、此の機關を擴張進歩させて、支那の學校に於て排日の教授をする、日本と云ふものを少年の頭に刻附けると云ふことにすると云ふと此の小さなものであります、日本と云ふものを少年の頭に刻附けると云ふことにすると云ふと此の小さなものであります、我々は非常に意義あるものであり、國際上にも大いに効果がるものであると思ひます、我々は丁度幸ひ此の機關を有つて居り、さう云ふ方面に向はしたいと思ふのでありまして、恐らく日本人に反對はないと思ふ、此の意味に於て主體が出来ると同時に、我々居留民が此の事業を監督すべく連絡を有つて置く必要がありはしないかと思ふ、今居留民は教育に付ては眞剣である、眞剣な居留民から直接其の關係を放して一種の變態機關にしてしまふと丁度今邦人教育機關に起つた如き不祥事件を來す結果になる、矢張り邦人教育機關が直さなければならぬと同じ様な變態機關を作ると云ふ様な感がある、又もう一つは此の居留民から此の機關を放して、官選の理事に依つて經營させる、さうして重大なる經營に對しては領事官の認可を得ると云ふことになつて居りますから、取りもなほさず此の經營は官選の經營と云ふ風に言える、凡そ斯う云ふ風なもの、官選の經營と云ふことは却つて支那人の誤解を招いて甚だ不利ではないかと思ふ、對支文化事業が官選の名を有つた爲めに文化侵略と云ふことを支那人の方から言はれたこともある、假令小さくとも官選の經營に依る對支施設と云ふものはさ

う云ふ誤解を受けて進歩發達を妨げる、矢張りさう云ふ機關は民間事業でなければ駄目だらうと思ふ、其の民間も支那人日本人を包含した民間事業であることが一番適當だと思ふ、其の意味に於て民團が直營すべきものだと思ふ、もう一つ此の案を見ますと十年は一萬二千圓宛るけれど、それから後經費が足りなかつたらやるかも知れんと云ふことを會長は言はれるが、此の條文から見れば十年経つた後はやらなくても済む、尙ほ心細い援助である、之が一つ民團として其の無責任であると思ふ、それからもう一つ校長が妙な位置に置かれて居る、校長は御承知の通り經營の中心で甚だ重大な機關である、其の校長が又二年経てば改選しなければならぬ、校長こそ之は官選にしなければ工合が悪いので、理事や理事長等は誰でも宜いが、校長と云ふものは誰でも宜いと云ふ譯に行かない、理事十名は官選であり校長は理事の互選であるから、取りもなほさず校長の期間は二年で、二年経つと又改選になる、斯うなると必ず校長の交代の度に就職の運動が起るに極まつて居る、必ず校長に就ての運動をやる、策動が起るに極まつて居る、斯う云ふ様な真に妙な位置の校長であるから一生懸命其の事業に、終身を通じて學校經營に任する者はないのであります、財團法人の寄附行爲と云ふことが、甚だ共立學堂が何うなつても構はないと云ふ民團の不親切が表はれて居る、それから其外にも不備な點は多々ありますが、要するに時間もなく、私は共立學堂は民團は直營にして、重大な案件は行政委員會か、特別施設の評議會でも作つて討論する、それから共立學校の職員は所謂職員として行政委員會に於て監督する、そして其他の必要な法規は全部行政委員會に一任して、財團法人に寄附行爲する案は撤回することを私は希望するのであります、さつと自分の意見は之だけであり

(45)

○議長(上野壽君) 一寸お語り致します。大體私の考へては二段に切つて採決したいと思ひます。大體に於て財團法人を設立するのが良いか可けないかと云ふことが先決問題で、其次に寄附行爲の細いことを採決したいと思ひます。

○田村俊次君 財團法人は宜いですが、兎に角民團が直接其の經營を監督し、又は經營に参加する機關になれば宜いからすれば財團法人の理事の官選を已めて行政委員の囑託にすれば宜い、理事の官選と云ふこと、校長を理事にすることは絶體に可けない之は矢張り普通の議員と同じ様に行政委員の囑託にする、財團法人の寄附行爲の中に入れても宜い、寄附行爲を已めたつて、「共立學堂ハ民團之ヲ經營ス」と云ふことも宜い、民團の機關にしても宜い、可いと思ふ……

○議長(上野壽君) 今申しました通り、共立學校を財團にしたいと思つて居るのでありますから、成る可く其の心持ちで質問願ひたいと思ひます。

○橋本磯太君 只今議長のお話に依りますと、設立と寄附行爲と別個にして質問せよと云ふことですが、一体にして不可分であり、質問するにも又答へるにも非常に不便である、相關聯する關係上一言申したいと思ひます、居留民團規則第三十一條第九項に依りますれば、教育に關することが書いてありますが、此の事は我々民團議員の權利であり、且義務であると思ひます。

(46)

何が故に教育の事に就て嫌はれざるに成るかと、共益會に移したことに就ては無論外かに理由があるのであります、たつた一つの共立學堂が残り居るのに、又教育の目的が日支親善にあるのでありますから、將來大いに保つて行かなければならぬ學校であるのに拘らず之を無理に切離すと云ふことは甚だ遺憾に思ひます、殊に共立學堂に入學する者は租界内に居住する一つの特權と思ふて居る、又我々もさう思ふて居るのであります、それでありながら共立學堂を世話する矢澤現校長は神の如く慕はれ、毎年之に補助する所の民團は納税の餘徳と心得て居る様であります、従つて現校長なり民團なりに對して彼等は非常に有難く思ふて居るのであります、若し之を財團としたならば校長も民團も年を経るに従つて忘却される虞れがあるのであります、共立學校の寄附行爲に依れば理事は十名とあります、然も此の理事は官選であります、共益會も亦理事は十名とあります、十名でありますが其の内五名が官選であります、他の五名は民選であります、全部を官選にするに於ては最近の卑近な例を申すれば、教員の休職問題等々噂されて居るか、之等は何に起因するかと云ふと種々たる機關が足らないから、じやないかと思ふて居る、其結果認識の不足ではないかと思ふて居る、(同感)と云ふものあり、之は議案でありませんが、之を申上げると或はお諮りを受けるか知れないか、稻川先生は教育に關し他の教員の眞似の出来なことに努力あらしめられたと云ふことは、我々教育を受けた子供を有つた者は、私の子供等も度々申し又度々聞いて居るのであります、ダンス先生、麻雀先生、居眠り先生と云ふ譯名で色々呼ばれて居るが、之等の職員は諸君のことは後述として、要するに之等一般に廣く信頼を得て居ない結果に依りはしないかと

(47)

思ふのであります、従つて私一個の考へては此の案の寄附行爲を止めてしまつて、財團設立を止めてしまつて民團直營にする、共益會の最近に徴してもあの財團の設立の必要はない、民團は補助を與へると共に矢澤現校長にも相當の禮を盡し民團の直營にすることが適當と思ひます、従つて財團設立に反對する次第であります。

○議長(上野壽君) 御質問はありませんが、只今の橋本議員の御説は財團法人にするよりも民團が直接共立學堂を經營して行くこと云ふ御説さうしますと先づ第一に財團法人にすべきや、財團法人に賛成であるか反對であるか斯う云ふことを決定します、財團法人に可決すれば寄附行爲に就て議論もあつて思ひますから之を第二に讀みます、財團法人に反對であると云ふ方は……今では橋本議員一人であります。

○田村俊次君 財團法人も此の内容の財團法人では反對なんでありませぬ。

○議長(上野壽君) 内容に付ては後で又十分に御意見を仰つて頂きます。

(「賛成」と呼ぶものあり)

○橋本磯太君 先程申上げた通り、之を切離してやると云ふことは、之は一つの問題で不可分のものであります、之は兩方一緒にやつて頂きたいと思ひます。

○議長(上野壽君)

(48)

貴方は財團法人には反對で、團營にしないかやいかんと云ふのでせう。

○橋本磯太君 財團法人に反對であると共に此の寄附行爲に就ても反對なんであります。

○議長(上野壽君) 財團法人に反對であれば寄附行爲と云ふことは起らない筈です、片方づつやつて行かないと議事の整理に困る。

○橋本磯太君 お答え致します、財團の寄附行爲と云ふことを眞先にやつて頂きたい、之が根本になつて始めて財團と云ふものを決められるのであるから、寄附行爲を先にやつて頂きたいと思ひます。

○議長(上野壽君) 矢張り財團法人を推せる目的で寄附行爲を作るのですから、此の目的かなければ寄附行爲する必要がないのであります、だから先に財團法人を設立する目的であるや否やと云ふことを決さうして寄附行爲に移つて行きたいと思ひます。

○橋本磯太君 更にお答え致します、寄附行爲が財團の目的で設立するか何うかと云ふことは、之は本末顛倒して居りはしないかと思ひます。

○行政委員(橋本壽君) 一寸私の意見を申し上げますが、財團法人として日本の法律に依つて設立する限り何所迄も官の監督は免れないのであります、主務官廳の監督に屬すと云ふことである以上財團の設立する限り日本の主務官廳の監督を受けることになり、従つて官の監督を受けることは文化侵略だと

(50)

(49)

云つて支那人の反感を買ふことになれば財團法人と云ふものは全然設けられないのでありま
す、民團がやつても買勢力は日本人が有つて居るのだから其点は大差ないと思ひます、それで
理事機關を支那人方面に多く求めると云ふことになつて居るから、外観上日本人は口を出さ
んと云ふことにもなつて却て田村さんの御意見に添ふ様なことになりはしないかと思ひます、之
を一言申上げて置きます

○橋本磯太郎 只今植前さんのお話に官の監督を受けるのが嫌やだと云ふ様なことを言はれて居
りますが、官の監督を受けるのは之は當然と思ひます、別段説明は入らんこととてあります、總
領事之を任免すと云ふことを、之を民團なり又其他の一般の機關の推薦に依つて認可を得ると
云ふ風にすれば幾分周旋に對しても好いぢやないかと云ふことで、之を監督を受けるのが嫌や
だと云ふ風にとるのは不適當でないかと思ひます

○行政委員 (植前香君)
貴方に申上げたのではありません、田村さんのお説に對してです
○田村俊次君 私にですか、じゃ申しますが、財團法人にすれば監督を受ける、財團法人でなけ
れば監督を受けないと云ふが、民團が持つて居つても監督官の監督は受けるので、私の言ふの
は、共益會の例に依つても、民團が設立した財團法人も其の理事者を官選にして置く、民團が
共益會にした後と同じ様に、一つの氣の無い共立學堂になつてしまふ、財團法人の理事は民
團之を囑託するとしてつてつても差支えない、領事官か之を任免しなければならぬ規則は
ないと思ふ、財團法人の寄附行爲の條項に理事は行政委員會が任免すると云ふことがありまし
たら私の言ふ意義にも合ふ、けれ共民團から言へば之を官選にするに云ふことが私は最も可
ないことと思ふ、監督権を言へば民團だつて監督を受けて居る、何だつて、株式會社だつて皆
官選の監督を受ける、そんなことは當然である、けれ共何も監督権があるからと云ふこと、
理事を官選にするに云ふことは根本の趣意に於て大變な違ひがある、財團が良
悪いより共立學堂を民團がやるべきかと云ふことで、民團が理事を置けば理事は囑託なり任免
することになる、然もさうなれば例へば居留民が直接共立學堂の事業に支援も出来る、監督も
出来る非常に關心を持てると思ふ、これを私は言ふのであります
○議長 (上野壽君)
具体的に言へば理事をば民團で選任したいと云ふ譯です
○田村俊次君 理事は行政委員會が任免する、校長は理事の内から省いて校長は矢張り校長とし
て職員として置かなければ可くない、其の職員は矢張り行政委員會が任免すれば宜い
○行政委員 (植前香君)
民團若くば共益會ならば尤もであります、私も何かさう云ふ形をとらなければならぬかとも考
えたのであります、振返つて考えて見ますと其点今後又何か色々なゴチャノ、が導入する機
會が有りはしないかと云ふ点も考え、苟くも監督官として相當責任有つておやりになる以上
我々御信任申上げて宜いと思ひまして、色々異見があつたのですが結局斯う云ふことに、領
事の任免に俟つと云ふことになつた譯であります
○田村俊次君 賢明なる植前君が、官選に任かして置けば何も心配ない、行政委員會は何れ黨派

(52)

(51)

の噴唾をやるから却て面倒になる、財團にしてしまへば、さうして官選に委して置けば神様の
機なものだから心配ない、行政委員會等は何れは赤とか青で五月蝋い寧ろ官選に委かす方がよ
からう云ふ様な意味ですか

○行政委員 (植前香君)
赤とか青とか言ふ意味ではない………
○田村俊次君 そんなことは一の例ですが、それならば尚更私は反對であります

○高武徳次郎君 詰り過去に於ける共益會の理事を官選にしたのと、今回の財團法人の共立學堂
の理事を官選にするのとは同じことの様に思ひます、要するに我々の推選した賢明なる行政委
員會が責任を轉嫁せんが爲めにさう云ふことをやられるのぢやないかと我々は思ふのでありま
す、自分等がやつて居ると今植前氏の言はれた様な何か知らんが何かゴチャノ、が起る、官選
にすればそれがいいと云ふことは行政委員諸君の責任回避に過ぎないと思ひます、誰がやつて
も、人間必しも過ちがないとは言へない、官選必しも萬能でないと思ひます、外かの方は何
お考えか知りませんが、そんなことがあるからと言つて決して選免することはないのでありま
す、必しも我々は官選されたものは全部悪いと云ふのぢやない、自分の責任を回避せんが爲め
に斯う云ふ策を講ぜられるものと思ふので、此の意味に於て私は官選と云ふことには反對であ
ります
○行政委員 (植前香君)
更にもう一遍振り返つて斯う云ふ考えもありはしないかと思ひます、假に斯う云ふことが……

近くあるかないかと云ふことは豫想を許しません……假に民團がなくなる様なことがあれば
當然支那の政府の許可を得た財團法人にならなければならぬのであります、其の時になると
民團はなくなるのでありますから學校は斷絶せられるのであります、之を永續するには此の條
件があれば何所迄も領事館が選ぶ、斯う云ふ意味も幾分考えれば考えられないことではない
○田村議員 (それは杞憂でせう)

○古田治四郎君 今色々お話を承れば、何が故に之を財團法人にしなければならぬかと云ふ
理由が少し不明瞭だと思ひます、此の共立學堂は御承知の通り相當歴史を有つた學校でありま
すから、後でも宜いからあの財産の移動した状態を説明願ひます、それから今植前氏の言はれ
る様に民團がなくなる、居留民の居ない所に領事館はない、其の点何うも相伴はないと思ひま
す、又今移管すると云ふことは、之を財團法人にしないとゴチャノ、が付く、行政委員會は無
責任極まつた者の様に聞えるのであるが、さう云ふ輕率な考へて移管したので、私は之に
はもつと財團にしなければならぬ理由があると思ふのであります、其点差支えなかつたら明
瞭にして頂きたいと思ひます

○行政委員長 (岸田菊郎君)
財團法人にしたいと云ふ考え及び方針に就ては先刻説明申上げたことに盡きて居る様に存じま
すが、舊學校の所在地であつた土地の問題、移轉費の問題等に就て、もう少し微に入つて説明
をして欲しいと云ふお話であります、先程議長からお話のあつた通り、只今迄に申上げた程
度の御了解を得たもので然る可きものだと考へるのであります、それ以上土地移轉費等はこのこ

(53)

とに就て御説明申上げるとすれば少くも時間を要しますからして別に申上げることにはいたしと思ひます、決して今種前行政委員の申されたことに就きまして、九て行政委員会が無責任の様に、ゴチャ／＼が起ると云ふことは統一がとれないと云ふ様に思はれませんが、さう云ふ意志は植前委員にも毫頭なかつたと思ひます、要するに監督官の領事館に任免をして頂くことには色々議論もありましたが、理由は行政委員は年毎に更迭するのであります、又任免に就ては支那人の教育機関でもあり、入選の當を必しも得るや否や、考様に依つては無理も出来るかも知れないと云ふ感じもありませんので、先づ萬全の方法として領事館に之を依頼することにして、此の方法が結局宜からうと云ふことで理事十名の任免を領事館に依頼して願ふこととした、其の外は何もないのであります、決して行政委員会を決めれば非常時に不都合があるとか或はそこに不純な事柄も起さばせんと云ふ懸念で以て斯うした譯ではありませんから、其点一ツ御了解を願ひたいと思ひます、それで此の目的は簡単に申しますと、要するに主體が決まらないし、又豫てから度々財團法人にして支那人の教育機関をもう少し徹底した、内容の充實した、所謂良化せしめて行きたいと云ふ考えの下に於てありまして、決して民團は厄介拂ひとか、領事館にお願ひして成る可く責任を回避しやうなんて考へてなく又設立しやうと云ふことも學校其のもの、幸福を思ひ、日本租界の支那人子弟の教育の充實を計つて行かうと云ふに外ならないのであります。

○田村俊次君 議論になる様であります、厄介拂ひと云ふことは私が言つたんだが、それはまア話で……何うも民團が經營して居ては進歩を妨げはしないか、それより官憲にお委せし

(54)

た方が萬全な策だと云ふと、民團の學校經營と云ふことは其だ自信がないと云ふことを貴方方お認めになつて居るのであります、教育機関と云ふものは自治體では經營が出来ない、經營すれば進歩發達を妨げる、それならば官憲に委した方が進歩もし學校も幸福だと云ふ様に會長は仰つたのであるが、私は決して自治體はそんな弱いのではないと思ふのであります、若しさう云ふこととしたならば小學校や女學校の如き那人の教育機関を共益會に移管したと云ふことは、民團が有つて居れば退歩する、だからして官選たる理事の經營する共益會に移してしまつたと云ふ風な誤解を受けます、さう云ふ意味で共益會に移したのじやないのであります、然し共益會に移した爲めに居留民とは直接の交渉がなくなつた、居留民に直接交渉がない爲めに現在の教育機關の小學校や女學校は好くなつたかと云ふと遠慮なく言へば悪くなつた、色々今度の様な不都合を起すのであります、之は當然で、現在では色々移した時の様な事情も去りましたから、居留民もあの變態的なものを元に戻したいと思つて居る際に、此の種のものを除き作ること何うも可くないと思ふ、教育機関は居留民の私等の力では出来ない、官憲の手でなければ教育機関は進歩しない、悪くなると云ふ風に、行政委員諸君は山じやないが御頭多くつて我々の力じや何うも旨く行かんから官憲にお委せしたのだと云ふと、其だ何うも細かい行政委員會ではありませんか。

○行政委員(植前香君) 貴方の仰る様に民團の人選にすれば理事は民團の言ふ通り動かせるものと云ふのですか

○田村俊次君 官憲の下に置けば動きまますか

(55)

○行政委員(植前香君) 何つらにしても同じことですが、民團でうもの、何でも言ふ通りになるかと云ふと、さうも行き兼ねる點もありはしまいかと思ひます

○田村俊次君 民團が任免した、任免したから民團の言ふ通りになるからんか、そんなことは問題しやない、いくら使用人だつて貴方の言ふ通りのことは出来ません

○行政委員(植前香君) 理事は寄附行爲の範圍内に於て行動し得るのですから、さう一々民團の言ふ通りにも行き兼ねる、其の点見解の相違ですが……

○田村俊次君 貴方はまだ監督系統と云ふことを御存じない、官選に依つて任免する人間と云ふものは、直接領事官に、所謂官憲に監督権があります、若し民團で民選にした人間は、民團が監督権或は命令権を有つて居ります、所て民團の命令を何時も正しくない、民團の監督は甚だ薄弱だから勝手なことをしはしないか、それよりは官憲の方に持つて行つた方がおとなしく動くこと云ふ風に思はれますか

○行政委員(植前香君) さう云ふ意味はない、早い話が民團で監督するが好いか、官憲の監督にするかと云ふのであります、私達の考へは何つらにしても同じではないですか

○田村俊次君 根本から違ふ、例えば小學校の訓導の任免は領事官がやることになつて居る、之

は法律に極められて居る、例えば假に民團の小學校ならば、經營者は民團だが、然し訓導の人事は領事官側が持つて居る、それは何故かと云ふと訓導は官吏として官吏の待遇を持つて居る、官吏の待遇を持つて居る訓導は自治體の勝手権はまる人事をやられない様に、一つの法律に依つて決められた保護でありますから、假令其の機關は理事會の機關であつても其の任免は訓導が文官の待遇を受けて居る以上監督官が持つてべきもので口を出すべきものでない、然し乍ら官吏の待遇を受けてないものに對しては、之は自治體が何を爲やうとも勝手であり、殊に情實なんか入つて来る先生等に對しては……

(56)

○議長(上野壽君) 理事の官選と、民團でやると云ふことに就ては大抵議論も盡きたと思ひますが……外に質問なり議論はありませんか……先刻から田村議員は、寄附行爲の、主にも理事の問題と思ひますが、それが改止することが出来たらならば財團設立も不賛成でないと云ふ様に思ひますが……

○田村俊次君 校長を理事の中に入れてと云ふことは可くない、之は職員ですから……それから此の毎年十年間一万二千圓と云ふことは可くない、之は消して了つて永久にするさう云ふ様な点を改めれば財團法人寄附行爲をやつても宜いと思ふ

<p>○議長（上野壽君） 外かに議論はありませんか……… でしたら御議論か盡きて居る様に思ひますから、一章宛議して行きます</p> <p>第一章 總 則</p> <p>第一條 天津居留民團ハ第六條ニ掲クル財産ヲ寄附シ此ノ寄附行爲ノ規定ニ依リ財團法人ヲ設立ス</p> <p>第一條に異議ありませんか （「問題ナシ」と呼ぶものあり）</p> <p>第二章に移ります、村田さん讀んで下さい</p> <p>○村田書記 第二條 本財團ハ天津日本專管居留地内ニ居住シ若クハ天津居留民團ノ課金又ハ工巡費ヲ負担スル中華民國人ノ子弟ノ初等教育及女子ノ中等教育ヲ施スヲ以テ目的トス （「異議ナシ」と呼ぶものあり）</p> <p>○議長（上野壽君） 第三章に移ります</p> <p>○村田書記 第三條 本財團ヲ財團法人天津共立學校ト稱ス （「異議ナシ」と呼ぶものあり）</p> <p>○議長（上野壽君） 第四章に移ります</p> <p>○村田書記 第四條 本財團ノ事務所ハ天津日本專管居留地三島街貳番地ノ壹ニ置ク （「異議ナシ」と呼ぶものあり）</p> <p>○議長（上野壽君） 第五章</p> <p>○村田書記 第五條 本財團ノ資産ハ設立者ノ寄附財産及將來財團ニ對シテ寄附セラルル不動産ヲ以テ組織ス （「異議ナシ」と呼ぶものあり）</p> <p>第六條 本財團設立者ノ寄附財産左ノ如シ 一、天津日本專管居留地三島街貳番地ノ壹所在 土地 九百八拾六坪七合零五才 二、同地所在 煉瓦造陸屋根（一部瓦葺）貳階建校舎 壹棟 建 坪 貳百八拾六坪壹合四勺八才</p>	<p>○議長（上野壽君） 煉瓦造瓦葺貳階建校舎 壹棟 建 坪 貳拾五坪四合五勺壹才 貳階坪 拾八坪八合八勺壹才 煉瓦造 延長 壹百貳拾八間 門 五箇所</p> <p>三、銀拾四萬七千壹百參拾九百六拾五仙也</p> <p>○田村俊次君 三を削つて貰ひたい ○議長（上野壽君） 後で願ひます</p> <p>○村田書記 四、備品（附屬別表記載ノ通り）</p> <p>第七條 前條ノ寄附財産ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ出資ス 一、前條第一號第二號及第四號ニ掲クルモノハ財團設立ノ時ニ於テ其ノ全部ヲ交付ス ○田村俊次君 次ノ二と三を削る ○議長（上野壽君） それは後で一章を纏めてすることにします</p> <p>○村田書記 二、銀拾四萬七千壹百參拾九百六拾五仙ノ内銀貳萬七千壹百參拾九百六拾五仙ハ校舍ノ増築補助金トシテ昭和九年度以後ニ於テ財團ヨリ請求アリタル場合其ノ一部又ハ全部ヲ交付ス</p> <p>三、銀拾四萬七千壹百參拾九百六拾五仙ノ内銀拾貳萬貳千八百九拾九年度以降毎年銀壹萬貳千貳百圓ヲ交付ス</p> <p>第八條 財團ノ資産中左ノモノヲ以テ基本財産トス 一、土地建物等ノ不動産 二、基本財産ト爲スヘキ指定ヲ以テ寄附アリタル不動産 第九條 基本財産タル不動産ハ一切之ヲ他ニ讓渡スルコトヲ得ス但シ國家又ハ公共團體ノ必要ノ爲メ之ヲ處分セサルヘカラサル場合ニ於テハ其ノ處分ニ依ツテ得タル代金ヲ以テ之ニ代ルヘキ財産ヲ新設スヘシ其ノ新設セラルルニ至ル迄ノ期間ハ之ヲ特別基本金ト爲シ元利一切他ノ用途ニ供スルコトヲ得サルモトス</p> <p>第十條 財團ノ經費ハ左ノモノニ依リ之ヲ支辨ス 一、本財團在學生徒ヨリ徴收スル授業料 二、第七條第三號ノ規定ニヨル交付金 三、本財團ニ對シテナサル寄附金</p> <p>第十一條 本財團ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ同年三月三十一日ニ終ル</p> <p>○議長（上野壽君）</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>○議長（上野壽君） 外かに議論はありませんか……… でしたら御議論か盡きて居る様に思ひますから、一章宛議して行きます</p> <p>第一章 總 則</p> <p>第一條 天津居留民團ハ第六條ニ掲クル財産ヲ寄附シ此ノ寄附行爲ノ規定ニ依リ財團法人ヲ設立ス</p> <p>第一條に異議ありませんか （「問題ナシ」と呼ぶものあり）</p> <p>第二章に移ります、村田さん讀んで下さい</p> <p>○村田書記 第二條 本財團ハ天津日本專管居留地内ニ居住シ若クハ天津居留民團ノ課金又ハ工巡費ヲ負担スル中華民國人ノ子弟ノ初等教育及女子ノ中等教育ヲ施スヲ以テ目的トス （「異議ナシ」と呼ぶものあり）</p> <p>○議長（上野壽君） 第三章に移ります</p> <p>○村田書記 第三條 本財團ヲ財團法人天津共立學校ト稱ス （「異議ナシ」と呼ぶものあり）</p> <p>○議長（上野壽君） 第四章に移ります</p> <p>○村田書記 第四條 本財團ノ事務所ハ天津日本專管居留地三島街貳番地ノ壹ニ置ク （「異議ナシ」と呼ぶものあり）</p> <p>○議長（上野壽君） 第五章</p> <p>○村田書記 第五條 本財團ノ資産ハ設立者ノ寄附財産及將來財團ニ對シテ寄附セラルル不動産ヲ以テ組織ス （「異議ナシ」と呼ぶものあり）</p> <p>第六條 本財團設立者ノ寄附財産左ノ如シ 一、天津日本專管居留地三島街貳番地ノ壹所在 土地 九百八拾六坪七合零五才 二、同地所在 煉瓦造陸屋根（一部瓦葺）貳階建校舎 壹棟 建 坪 貳百八拾六坪壹合四勺八才</p>	<p>○議長（上野壽君） 煉瓦造瓦葺貳階建校舎 壹棟 建 坪 貳拾五坪四合五勺壹才 貳階坪 拾八坪八合八勺壹才 煉瓦造 延長 壹百貳拾八間 門 五箇所</p> <p>三、銀拾四萬七千壹百參拾九百六拾五仙也</p> <p>○田村俊次君 三を削つて貰ひたい ○議長（上野壽君） 後で願ひます</p> <p>○村田書記 四、備品（附屬別表記載ノ通り）</p> <p>第七條 前條ノ寄附財産ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ出資ス 一、前條第一號第二號及第四號ニ掲クルモノハ財團設立ノ時ニ於テ其ノ全部ヲ交付ス ○田村俊次君 次ノ二と三を削る ○議長（上野壽君） それは後で一章を纏めてすることにします</p> <p>○村田書記 二、銀拾四萬七千壹百參拾九百六拾五仙ノ内銀貳萬七千壹百參拾九百六拾五仙ハ校舍ノ増築補助金トシテ昭和九年度以後ニ於テ財團ヨリ請求アリタル場合其ノ一部又ハ全部ヲ交付ス</p> <p>三、銀拾四萬七千壹百參拾九百六拾五仙ノ内銀拾貳萬貳千八百九拾九年度以降毎年銀壹萬貳千貳百圓ヲ交付ス</p> <p>第八條 財團ノ資産中左ノモノヲ以テ基本財産トス 一、土地建物等ノ不動産 二、基本財産ト爲スヘキ指定ヲ以テ寄附アリタル不動産 第九條 基本財産タル不動産ハ一切之ヲ他ニ讓渡スルコトヲ得ス但シ國家又ハ公共團體ノ必要ノ爲メ之ヲ處分セサルヘカラサル場合ニ於テハ其ノ處分ニ依ツテ得タル代金ヲ以テ之ニ代ルヘキ財産ヲ新設スヘシ其ノ新設セラルルニ至ル迄ノ期間ハ之ヲ特別基本金ト爲シ元利一切他ノ用途ニ供スルコトヲ得サルモトス</p> <p>第十條 財團ノ經費ハ左ノモノニ依リ之ヲ支辨ス 一、本財團在學生徒ヨリ徴收スル授業料 二、第七條第三號ノ規定ニヨル交付金 三、本財團ニ對シテナサル寄附金</p> <p>第十一條 本財團ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ同年三月三十一日ニ終ル</p> <p>○議長（上野壽君）</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(61)

此中での田村議員から六條の三號に就て………
○田村俊次君 六條の三號を削る、七條の二、三號を削る、それから十條の第二號を「第七條ニ依ル民團ヨリノ交付金」と改める
○議長（上野壽君）
第六條の三號を削れば第七條の二、三は自然消える譯です

○行政委員長（岸田菊郎君）

田村さん一寸申しますが、此の三つの金額に就ては大分行政委員会に於ても意見が出た所ありますが、結局向ふ十年間一定の額を決めて補助することに立前を置かなければ、定額を條件に入れなければ寄附行為を作るに就て困難をなさず、それから既に今日迄増築補助金として三萬五千特別會計に依つて出すことに民會の承認を得て居りますか、此の一部は支出額であり、それから其の残りを判然り金額を表した、それと年額幾許々と云ふことは本年度の補助の支出額を支出して行きたい、さう云ふ風に色々研究の結果結局斯う云ふことになつたので、本年度の補助額を標準として向ふ十ヶ年間やつて行きたいと云ふ譯で、に數字を掲げた譯でありました之を除つてしまふと、一体學校は寄附行為にして財團法人になると云ふが、何うして之から經營して行くのだと云ふことになり一寸變なものなると思ひますが、それから之は決して十年間切ると云ふ意味ではありませんので、先づ十年間は一萬二千弗宛やが、それから後、先刻申上げました通り必要額を補助して行くことと云ふ精神であります、又十年間を完了する迄にも若しも突發した事情已行を得ざるものと認めて之以外の補助を出さなければならぬ

(62)

い様な場合には、その時こそ民會の協賛を得て別途支出すると云ふことも考へて居つたのであります、此の金額で「サヨウナラ」と云ふ意志は毛頭なかつたし、行政委員はさう云ふ考へてありますから、何うぞ其点御座願ひたいと思ひます

○田村俊次君 お話でありますが、こゝに十四萬幾許々と書かなければ財團法人は可けないと云ふのですか、そんな窮屈なものならやめた方が宜い、之は矢張り除つた方が宜かないですか、貴方は十年後に仰有るか今迄の例に依つても、本年の行政委員が本年の民會に約束なすつても、二年か三年後に於ては決してそんな話はないことが多いのであります、十年先になつて今言はれる様な意見を尊重してやると云ふことは恐らく民團にはない、こゝに書いてない限り何うも十年経つた後は出さまいと思ふ、少く共財團としてはさう思つて財團を作る機にするより外ないと思ふ、今會長は行政委員會は此の通り考へて居ると云ふだけじゃ仕方ない、今迄の習慣上駄目だと思ふ、毎年々々此の民團のあらん限りやると云ふことにした方が宜い、今迄の習慣上駄目だと思ふ、法律上のことは分らんが、然し之は全くも差支えないと思ふ、寄附及交付金と云ふものを合せて之を經營して行くのだ、と云ふことで判然りして居つて宜いじやないかと思ふ

○行政委員長（岸田菊郎君）

御尤もであります、それも行政委員會で議論が出たのですが、結局斯うすべきだと云ふことになつたので、一萬二千弗も之は本年度の補助額を標準としたのであります、大体それを超えざるものとして、然し之以上に要る場合には何うするかと云ふお話の譯ですが、今年の一萬二千

(63)

弗と云ふものは最悪の場合であつたので、今年を標準としたならば、先ア現在の状態からして經營は困難でないと思ふ見通しが付きましたし、先ア一萬二千弗と云ふことになつたのであります、それから理事會にも行政委員會の意見を………先刻お話がありました………補助を出して居るのだから相當意見を述べると何か悪い、豫算の編成とか寄附行為等を變更すると云ふことに就きましても、向ふから承認を得ると云ふ機に申合せも出来るし、之だけの財産を寄附した當事者として相當の干渉を持つて居て、此の學校の好意と盛んなることをば共々注意して行く積りであります、若し餘りもして無駄に使ふてしまふとか、或は無意味になつてしまふとか云ふことのない様に、理事會に對して注意と申しますか、希望と申しますか、言ふて行けば決して一萬二千弗出しても徒爾なららうと云ふことで、結局十年間一萬二千弗宛支出することにした、それと今日迄に支出しました増築金の残りも合算しましたのが此の金額であります、又斯うしなければ寄附行為の形が整はない、それで第六條の第三號を入れた譯であります

○田村俊次君

分りましたが、共益會の財團法人の寄附行為を我々が審議した時にはさう云ふ様な話ではなかつた、共益會の財團法人の寄附行為には定額など、さう云ふものは書いてない、御承知ですがそれは何かのお考え違ひじやないかと思ふ、例は今の共立學堂の如き、先きも申した様に、支那の學校が排日教育をすることに對して、日本の國體の精華と云ふ様なことを叩き込むと云ふことが、若し其の功を奏すれば民團が一ヶ年に假令十萬圓でも二十萬圓出しても惜しくはない、さう云ふ小さなお考えは捨てて、此の金額は書かないで「民團ヨリノ交付金」と

(64)

云ふことにして、五萬圓要つたら五萬圓、十萬圓要つたら十萬圓と云ふ様な度量を持つても居留民は決して反對はしまいと思ふ

○議長（上野壽君）

田村議員の説は第六條の三號と七條の二、三號を削除し、第十條の第二號を「民團ヨリノ交付金」と變えたら宜いと云ふのですか
○古田治四郎君 先つきお話がありました土地の問題に付て、あれは官有地になつて居るのでせうな、其の方の手續は別に差支えないのですな、賛成不賛成を決める前に、之等の手續は完成して居るのでありますか、寄附するとなれば其の点確かりして居なければ、御存じだらうと思ひますが、此の寄附行為に出るか出ないかと云ふことになるので、此の点宜いのですか

○議長（上野壽君）

古田議員に一寸申しますが、其点は後ですることにしまして………それで田村議員の御説は、つまり幾許々と金額を決めないで、要るだけやると云ふ趣旨で、第十條の第二號を「民團ヨリノ交付金」と云ふ風にしやうと云ふのですな

○行政委員長（岸田菊郎君）

折角の御希望ですが、財團と云ふ以上定額にしなければなりません
○橋本健太君 毎年寄附すれば宜い………
○行政委員長（橋本健太君） 全然寄附行為から抜いてしまふならまだ分りますが、それは寄附行為としては………

(66)

(65)

○橋本磯太郎 一萬二千冊以上を交付すると云ふことにすれば……

○行政委員 (植前香君)
それでも定額になりますまい、幾許やるのか分らん

○橋本磯太郎 第十條の第三號には額は決めてない

○行政委員 (植前香君)
之は寄附財産になつて居ない

○橋本磯太郎 今言はれた十四萬冊も財産に入れないで、先つき田村議員の言はれた様に、第十條に「民團ノ交付金」「將來ノ寄附金」と云ふのを……

○議長 (上野壽君)
「民團ヨリ、交付金」と云ふことですか

○橋本磯太郎 田村議員と同じ意味です

○田村俊次君 私は此の財團法人はもつと研究して見たいと思ふ

○行政委員 (植前香君)
「將來ノ寄附金」と云ふと……

○橋本磯太郎 現在はないのであります、交付金の額を決める必要はないと思ひます

○議長 (上野壽君)
田村議員と同じ説ですか

○橋本磯太郎 第十條の三號は「將來民團ヨリノ交付金」として……

○宮武徳次郎君 何うですか、大分議論が出る様ですから休憩
時間か経つて仕様が、(「進行々々」と呼ぶものあり)

○田村俊次君 それで進行したら何うですか、やつちまつたら何うですか

○行政委員 (植前香君)
削つて要るだけやると云ふ意味ですか

○清水幸三郎君 一寸申しますが、大分議論もあります様ですが、議事の先も長い様であるし時間も一時になつて居るのですから會期を延ばして明日にしたら何うですか、其の間に行政委員會ももう少し考えられたら……

○議長 (上野壽君)
もう済むだらうと思ひます

それでは例へば金額を具體的に書かないで「民團ヨリノ交付金」でも差支えないですか

○行政委員 (植前香君)
削つてしまふなら削つてしまふて宜いのですが行政委員會は此の案を作成したのです

○議長 (上野壽君)
それは法規上可けないのでありませんか

○行政委員 (植前香君)
いや全然削つてしまふならそれでも宜いのです

(68)

(67)

○議長 (上野壽君)
田村議員から發言のありましたのは、第六條の三號、第七條の二號と三號、之を削除し、第十條の二號を「民團ヨリノ交付金」と云ふことにして金額を決めないで置く、之に御賛成の方は御起立を願ひます

(議員起立)

十五名、それから原案に御賛成の方は……

(議員起立)

多數です、それじゃ原案通りであります次に移りまして

第六章 理事

村田書記

第十二條 本財團ニ理事十名ヲ置キ天津駐在日本領事官之ヲ任免ス

第十三條 理事ノ任期ハ二年トス但シ重任ヲ妨ケス

第十四條 理事ハ已ムヲ得ザル事情アルトキハ領事官ノ承認ヲ得テ解任スルコトヲ得

理事ニ缺員ヲ生ジタル場合ハ補缺者ヲ選任ス

前項補缺者ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第十五條 理事中二名ヲ常務理事トス

常務理事及其故障アル場合ノ代理者ハ理事會ニ於テ之ヲ互選ス

前項代理者ノ代理地位ハ選任ト同時ニ理事會ニ於テ之ヲ定ム

第十六條 常務理事中一名ヲ理事長ニ一名ヲ校長ニ理事會之ヲ選任ス

理事長ハ理事會ヲ統理ス

校長ハ理事會ノ決議ニ從ヒ左ノ事項ヲ處理ス

一、財團ノ整理發達ニ關スル事項

二、年度豫算及決算ノ作製

三、金銭出納諸帳簿ノ整理用度發給ニ關スル事項

四、文書印章帳簿ノ保管

五、其他本財團ニ關スル一切ノ事項

第十七條 理事ハ名譽職トス但シ校長タル理事ハ有給トス

○議長 (上野壽君)
之に就て先刻田村議員から異議が有りましたが

○田村俊次君 第十二條を「本財團ニ理事十名ヲ置キ行政委員會之ヲ任免ス」とする

○議長 (上野壽君)
「天津駐在日本領事官」と云ふ文字を除いて「天津民團行政委員會之ヲ任免ス」とするのですか

○田村俊次君 それから第十四條の「領事官ノ承認ヲ得テ解任スルコトヲ得」と云ふのを「行政委員會ノ承認ヲ得テ解任スルコトヲ得」と云ふことにする

○議長 (上野壽君)
第十四條の「領事官」を「行政委員會」に直す、其の次は

(69)

○田村俊次君 第十五條、十六條は全部除つてしまつて「理事中理事長一名ヲ互選ス」と云ふことにして、校長とか常務理事なんてことはやめてしまふ、そして今一寸文案は出ませんが意味はさう云ふ意味にしたい

○議長 (上野壽君) さうすると修正は二つになります、第十二條の「天津駐在日本領事官之ヲ任免ス」と云ふのを「行政委員之ヲ任免ス」と云ふことに變えたいと云ふ御希望ですな、之に御賛成の方は御起立を願ひます

(議員 起立)

十七名、原案には賛成の方は

(議員 起立)

二十一名、原案に賛成の方が多数、さうすると第十四條のお話がありました、之は自然原案通りになると思ひます、それから次に理事中から一名を理事長に選任する、そして校長は理事以外に求める、斯う云ふ譯ですな

○田村俊次君 行政委員の任免と云ふことが破れれば後は異議ありません、根本の趣意が違ふのですから

○議長 (上野壽君) 第六章は全部原案通りですか

(「異議ナシ」と呼ぶものあり)

(70)

原案に確定であります

○森川照太君 議案を省略して一括して決を採つて頂きたい

○議長 (上野壽君) 第七章 理事會

○村田書記

第十八條 理事會ハ理事ヲ以テ組織シ理事長之ヲ召集ス但シ理事總數ノ過半數出席スルニテラサレハ開會スルコトヲ得ス

理事會ノ議長ハ理事長之ニ當ル

第十九條 理事會ハ本會附行爲ニ規定スル事項其他財團ニ關スル一切ノ事務ヲ處理ス

第二十條 左ニ掲クル事項ニ付テノ理事會ノ議決ハ天津駐在日本領事官ノ認可ヲ受クヘシ

一、歳入出豫算ヲ定ムルコト及決算報告ヲ認定スルコト

二、既定豫算ノ追加又ハ變更ヲ爲スコト

三、財團ニ對シテ債務ヲ負擔セシムル事項

四、寄附行爲ヲ變更スルコト

第二十一條 理事會ノ議決ハ出席者ノ過半數ニ依ル可同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十二條 本財團ニ必要ナル教員及事務員ヲ置キ理事會ニ附屬セシム

第二十三條 本會附行爲ニ依リ事務ヲ執行スルニ必要ナル學則其他諸般ノ規定ハ理事會之ヲ定ム

(71)

○議長 (上野壽君) 第七章に就て御議論のある方は何うぞ

(「異議ナシ」と呼ぶものあり)

(「異議ナシ」と呼ぶものあり)

備品明細書が最後にありますから何うぞ御覽下さい、第二議案、第三議案を省略して一纏にやわいと思ひますか

(可決確定)と云ふものあり)

○橋本磯太君 居留民団法施行規則に掲げてある所の民會の權利であり義務である所のものは奈邊にあるかと云ふことを明らかにして頂きたいと思ひます、居留民団法施行規則第二十一條第九號に於て、民會が附與されたる權利、並に義務は何であるか、其の点を明らかにして頂きたい

○議長 (上野壽君) 三十一條じやありませんか

○橋本磯太君 間違ひました、三十一條であります

○議長 (上野壽君) 此の第三十一條の九號の教育に關することを何う解釋するかと云ふのですか

○橋本磯太君 民會に附與された所の權利であり義務である所のものを、何を嫌つて財團を設立しなければならぬのでありますか

○行政委員長 (岸田菊郎君) 要するに從來主体の判らないものに年々補助を出して居つたので、甚だ徹底して居ない、それで今度其の主体を決め、且つ補助も年額一萬二千兩と云ふことにしたのであります、万々一にも

(72)

不足を來たすと云ふ場合はそれは十分考慮致す積りであります、斯う云ふ譯で、財團法人にした方が學校自体の幸福であり、又今後更に教育機關の充實を計ることにもなり得ると思ひ、領事官に理事の任免をお願ひし監督をして頂くのであります、要するに行政委員會としては主体の判らないものを判然りとさせたので、公立學校としても民團に對しては、從來より一層深まつた感じ、又謝恩的の感じを有つて、必ず學校の發達に力を注いで呉れるだらう、又民團としても從來より一層力を入れやすいと思ふので、何も嫌だから手放すと云ふ様な考へて言つて居るのはありません、先刻申上げました通り從來より度々行政委員會で財團法人にすると云ふ意見があつたのであります、それが今日迄遅れて居たのであります

○議長 (上野壽君) さうすると第三議案に移つて居りますから、全体に就て異議がなければ可決に致しますが

(「異議ナシ」と呼ぶものあり)

(「異議ナシ」と呼ぶものあり)

では可決確定と致します

それから議案にある「前項ニ要スル手續一切ヲ行政委員會ニ任スルコト」之に御異議ありませんか

(「異議ナシ」と呼ぶものあり)

それでは議案省略可決確定と致します、之で全部の議案が終つた譯であります

今晚は暑い所を監督官には最初より御監督下さいまして有難うございました、又議員諸君も遅く迄熱心に御議せられたことは感謝に堪えない次第であります、之で散會に致します (拍手)

午後十二時三十分閉會

昭和八年第三十一次居留民會臨時會議事速記附錄

昭和八年第三十一次居留民會臨時會議に於て議決したる諸事項並昭和八年度居留民團歳入出豫算更正及追加左の如し

(一) 昭和八年度居留民團歳入出豫算更正

歳 出

銀五拾五萬五千五百五拾五円也
銀貳拾七萬八千九百八拾五円也
計銀八拾參萬四千壹百六拾五円也

臨時部
臨時部

(二) 汚水處分場築造ノ件

一、昭和八、九兩年度ニ涉リ住吉街ニ番地ニ汚水處分場ヲ築造スルコト
一、前項ニ要スル工事費銀八萬四千円也ハ昭和八年度銀五萬五千元、同九年度銀參萬四千円ヲ支出スルコト

(三) 昭和八年度居留民團歳入出追加豫算

歳 入

銀拾萬円也

計銀拾萬円也

(74)

銀拾萬円也

計銀拾萬円也

臨時部

臨時部

(四) 財團法人天津共立學校設立ノ件

一、別紙寄附行爲ニヨリ財團法人天津共立學校ヲ設立スルコト
一、前項ニ要スル手續一切ヲ行政委員會ニ一任スルコト

(別紙)

財團法人天津共立學校寄附行爲

第一章 總 則

第一條 天津居留民團ハ第六條ニ掲クル財産ヲ寄附シ此ノ寄附行爲ノ規定ニ依リ財團法人ヲ設立ス

第二章 目 的

第二條 本財團ハ天津日本專管居留地内ニ居住シ若クハ天津居留民團ノ課金又ハ工巡費ヲ負擔スル中華民國人ノ子弟ノ初等教育及女子ノ中等教育ヲ施スヲ以テ目的トス

(75)

(76)

第三章 名 稱

第三條 本財團ヲ財團法人天津共立學校ト稱ス

第四章 事 務 所

第四條 本財團ノ事務所ハ天津日本專管居留地三島街貳番地ノ壹ニ置ク

第五章 資 産 及 出 資 ノ 方 法

第五條 本財團ノ資産ハ設立者ノ寄附財産及將來本財團ニ對シテ寄附セラルル不動産ノ以テ組成ス

第六章 本財團設立者ノ寄附財産左ノ如シ

一、天津日本專管居留地三島街貳番地ノ壹所在
土地 九百八拾六坪七合零五才

二、同 所 在
煉瓦造陸屋根(一部瓦葺) 貳階建校舎 壹棟

延 坪 貳百八拾六坪壹合四勺八才

煉瓦造瓦葺貳階建校舎 壹棟

延 坪 貳拾五坪四合五勺壹才

煉瓦造瓦葺貳階建校舎 壹棟

延 坪 拾八坪八合八勺壹才

煉瓦塀 延長 壹百貳拾八間

門 五箇所

三、銀拾四萬七千壹百參拾九圓六拾五仙也

四、備品(附屬別表記載ノ通り)

前條ノ寄附財産ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ出資ス

一、前條第一號第二號及第四號ニ掲クルモノハ財團設立ノ時ニ於テ其ノ全部ヲ交付ス

二、銀拾四萬七千壹百參拾九圓六拾五仙ノ内銀貳萬七千壹百參拾九圓六拾五仙ハ校舎ノ増築補助金トシテ昭和九年度以後ニ於テ財團ヨリ請求アリタル場合其ノ一部又ハ全部ヲ交付ス

三、銀拾四萬七千壹百參拾九圓六拾五仙ノ内銀拾貳萬圓ハ昭和九年度以降毎年銀壹萬貳千円ヲ交付ス

第八條 財團ノ資産中左ノモノヲ以テ基本財産トス

一、土地建物等ノ不動産

二、基本財産ト爲スヘキ指定ヲ以テ寄附アリタル不動産

第九條 基本財産タル不動産ハ一切之ヲ他ニ讓渡スルコトヲ得ス但シ國家又ハ公共團體ノ必要ノ爲メ之ヲ處分セザルヘカラザル場合ニ於テハ其ノ處分ニ依リ得タル代金ヲ以テ之ニ代ルヘキ財産ヲ新設スヘシ其ノ新設セラルルニ至ル迄ノ期間ハ之ヲ特別基本

金ト爲シ元利一切他ノ用途ニ供スルコトヲ得サルモノトス

第十條 財團ノ經費ハ左ノモノニヨリ之ヲ支辨ス

(77)

一、本財團在學生徒ヨリ徵收スル授業料
 二、第七條第三號ノ規定ニヨル交付金
 三、本財團ニ對シテナサル寄附金
 本財團ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第六章 理事

第十二條 本財團ニ理事十名ヲ置キ天津駐在ノ日本領事官之ヲ任免ス
 第十三條 理事ノ任期ハ二年トス但シ重任ヲ妨ケス
 第十四條 理事ハ已ムヲ得サル事情アルトキハ領事官ノ承認ヲ得テ辭任スルコトヲ得
 第十五條 前項補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
 第十六條 常務理事及其故障アル場合ノ代理者ハ理事會ニ於テ之ヲ互選ス
 第十七條 前項代理者ノ代理地位ハ選任ト同時ニ理事會ニ於テ之ヲ定ム
 第十八條 常務理事中一名ヲ理事長ニ一名ヲ校長ニ理事會之ヲ選任ス
 第十九條 理事長ハ理事會ヲ統理ス
 第二十條 校長ハ理事會ノ決議ニ從ヒ左ノ事項ヲ處理ス
 一、財團ノ整理發達ニ關スル事項
 二、年度豫算及決算ノ作製

(78)

三、金銀出納諸帳簿ノ整理用度發給ニ關スル事項
 四、文書印章帳簿ノ保管
 五、其他本財團ニ關スル一切ノ事項

第十七條 理事ハ名譽職トス但シ校長タル理事ハ有給トス

第七章 理事會

第十八條 理事會ハ理事ヲ以テ組織シ理事長之ヲ召集ス但シ理事總數ノ過半数出席スルニアラザレハ開會スルコトヲ得ス
 第十九條 理事會ノ議長ハ理事長之ニ當ル
 第二十條 理事會ハ本寄附行爲ニ規定スル事項其他財團ニ關スル一切ノ事務ヲ處理ス
 第二十一條 左ニ掲クル事項ニ付テノ理事會ノ議決ハ天津駐在ノ日本領事官ノ認可ヲ受クヘシ
 一、歳入出豫算ヲ定ムルコト及決算報告ヲ認定スルコト
 二、既定豫算ノ追加又ハ變更ヲ爲スコト
 三、財團ニ對シテ債務ヲ負擔セシムル事項
 四、寄附行爲ヲ變更スルコト
 第二十二條 理事會ノ議決ハ出席者ノ過半数ニ依ル可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス
 第二十三條 本財團ニ必要ナル教員及事務員ヲ置キ理事會ニ附屬セシム
 第二十四條 本寄附行爲ニ依リ事務ヲ執行スルニ必要ナル學則其他諸般ノ規定ハ理事會之ヲ定ム

(79)

〔附屬別表〕

備品明細書	(品名)	(點數)	(購入價格)
職員室並教室備付器具		一八二點	五、〇七二弗八〇
樂器及特別器具		二二點	一、〇〇九弗五〇
模型及貨物標本		五五點	二五三弗五九
物理器械		八五點	六四七弗一五
理科用器具機械		一〇點	二九三弗七九
地圖掛圖類		一一四點	一〇二弗三〇
校旗及國旗		六點	四五弗五〇
圖書		一七七點	二四六弗五四
計		二、二九六點	七、六七一弗一七

(80)

昭和八年第三十一次居留民會臨時會要錄

議 員	六十名
一、會 期	一日(昭和八年八月二日)
一、會 場	公會堂
一、成 績	省 略 寸
一、議長及會議係	
議長	上野 壽
副議長	山内 三郎
書記	村田 秀
速記	石川 謙一
全 連	山下 圭子